

「自然公園等施設技術指針」第3部 施設別技術指針 第3章 野営場
目 次

第3章 野営場

はじめに	野営場 1
I 基本方針	野営場 3
I-1 適用範囲	野営場 3
I-2 基本方針	野営場 3
II 計画・設計の考え方	野営場 5
II-1 計画・設計の進め方	野営場 5
II-2 再整備の基本的な考え方	野営場 8
II-3 計画・設計の基本的配慮事項	野営場 8
II-4 施設の長寿命化	野営場 10
II-5 ユニバーサルデザイン	野営場 11
II-6 合意形成	野営場 12
III 基本計画	野営場 13
III-1 基本計画の進め方	野営場 13
III-2 与条件の確認・整理	野営場 13
III-3 計画策定のための調査	野営場 15
III-4 基本計画方針の設定	野営場 18
III-5 施設の計画検討	野営場 18
(i) 野営場の主要な施設の種類	野営場 19
(ii) 野営場と施設の組み合わせ	野営場 21
(iii) 野営場と主要施設の規模	野営場 23
(iv) 野営場の所要面積	野営場 23
(v) 主要施設の所要規模	野営場 25
(vi) ゾーニングと施設の配置	野営場 26
III-6 施設の管理・運営計画	野営場 32
III-7 基本計画のとりまとめ	野営場 38
IV 基本設計・実施設計	野営場 39
IV-1 設計の進め方	野営場 39
IV-2 設計条件の確認・整理	野営場 39
IV-3 現地調査・測量調査・地質調査	野営場 40
IV-4 設計方針の設定	野営場 41
IV-5 設計の検討	野営場 41
IV-5-1 基盤整備	野営場 42
IV-5-2 宿泊施設	野営場 42
(i) テントサイト一般	野営場 42
(ii) フリーテントサイト	野営場 44
(iii) 固定テントサイト	野営場 44
(iv) オートキャンプサイト	野営場 45
(v) コテージサイト	野営場 47
IV-5-3 管理施設	野営場 47
(i) 管理棟	野営場 47

(ii) 幹線園路(車道)	野営場 4 8
(iii) 園路(歩道)	野営場 4 9
(iv) 給水施設	野営場 5 0
(v) 汚水排水施設	野営場 5 1
(vi) 電気施設	野営場 5 2
(vii) 標識類	野営場 5 3
IV-5-4 便益施設	野営場 5 3
(i) 炊事棟	野営場 5 4
(ii) 公衆便所	野営場 5 6
(iii) サニタリー施設	野営場 5 7
(iv) セントラルロッジ	野営場 5 7
(v) ファイアーサークル(コンセルリンク)	野営場 5 8
(vi) ゴミ処理施設	野営場 5 8
IV-6 基本設計・実施設計のとりまとめ	野営場 5 9
【コラム1】野営場の整備、管理・運営に関する官民連携手法の検討	野営場 2
【コラム2】キャンプ利用の多様化	野営場 3 4

はじめに

自然公園には様々な野営場が整備されており、テントサイト、給水施設、汚水排水施設などの基本となる施設に、目的に応じた多様な施設が付加されて構成されている。さらに、近年増加している自然災害時の退避所機能や救援活動拠点としての機能、時代のニーズの変化に応じた機能を付加又は廃止しながら管理運営を行っていくものと考えられる。また、今後は管理運営への民間事業者の参画が想定される。

本技術指針は、このように野営場の利用や管理運営の形態が変化し、施設や機能が多様化する中で、公共事業として整備すべき野営場の施設を対象とする。

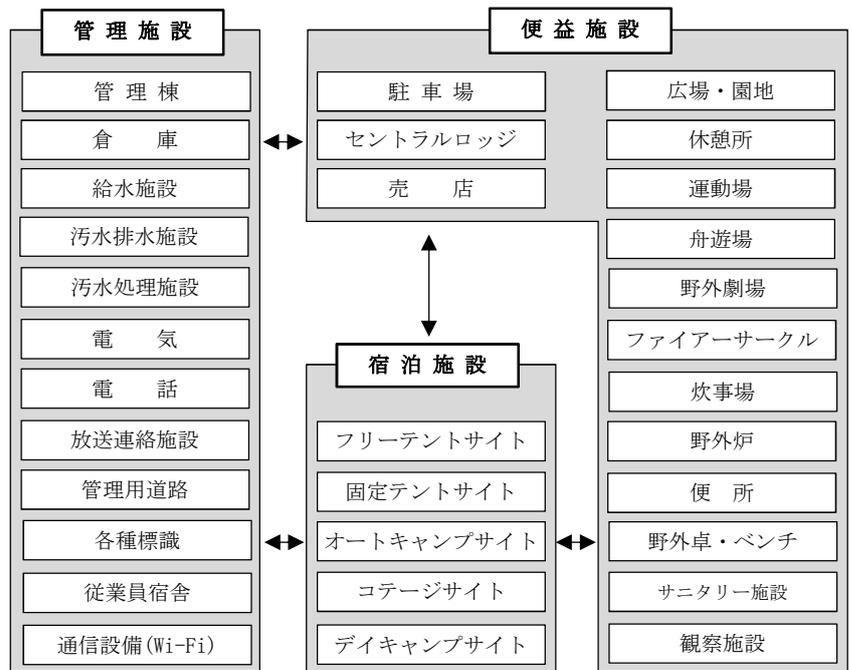


図1 野営場の主な施設と機能

技術指針を適用する施設整備の検討に先立ち、事前に、行政が整備する必要性や理由、特に近隣に野営場の民間事業者がいる場合には民間事業者との調整、再整備の際の施設の集約について十分検討し、事業の方向性について確認・整理しておく必要がある。その検討の流れ及び主な内容は、以下の図3のとおりである。野営場整備の基本的な考え方の整理、現況分析、管理運営の検討を相互に行い、それをもとに整備方針について検討する。

「事業の方向性の検討」については管理運営において行うサービスと密接にかかわりを持っていることから、基本計画に先立ち、事業主体が関係者の協力のもと、検討することが望ましい。今後、野営場の再整備が必要となる中で、既に、ノウハウを持つ関係者が事業の方向性の検討に協力することにより、目的、目標、意義に沿い、創意工夫するなかで可能な限り維持管理費を抑え、付加価値の高いサービスを提供するための効果的な施設整備を行うことが可能となる。

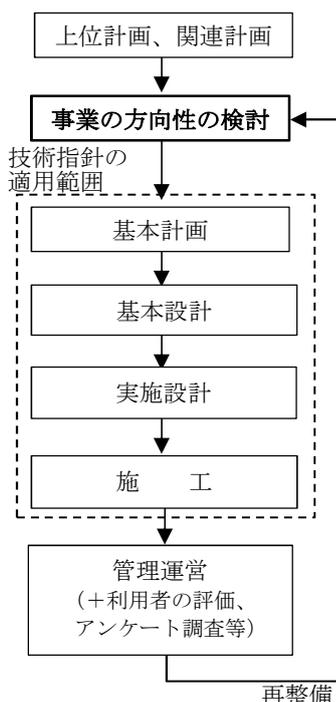


図2 施設整備の流れ

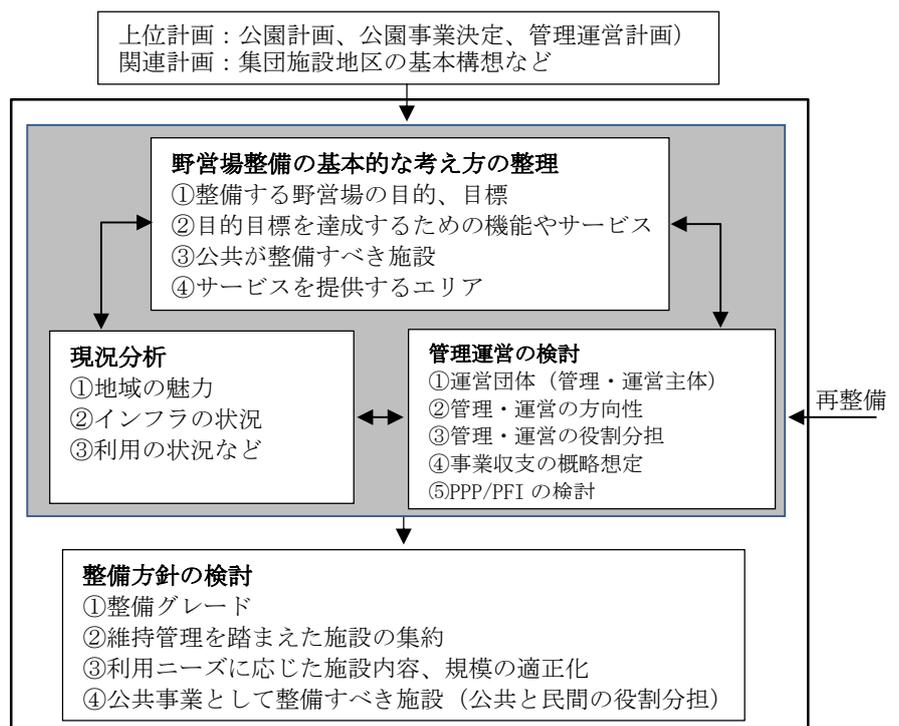


図3 事業の方向性の検討の流れ及び内容

【コラム1】野営場の整備、管理・運営に関する官民連携手法の検討

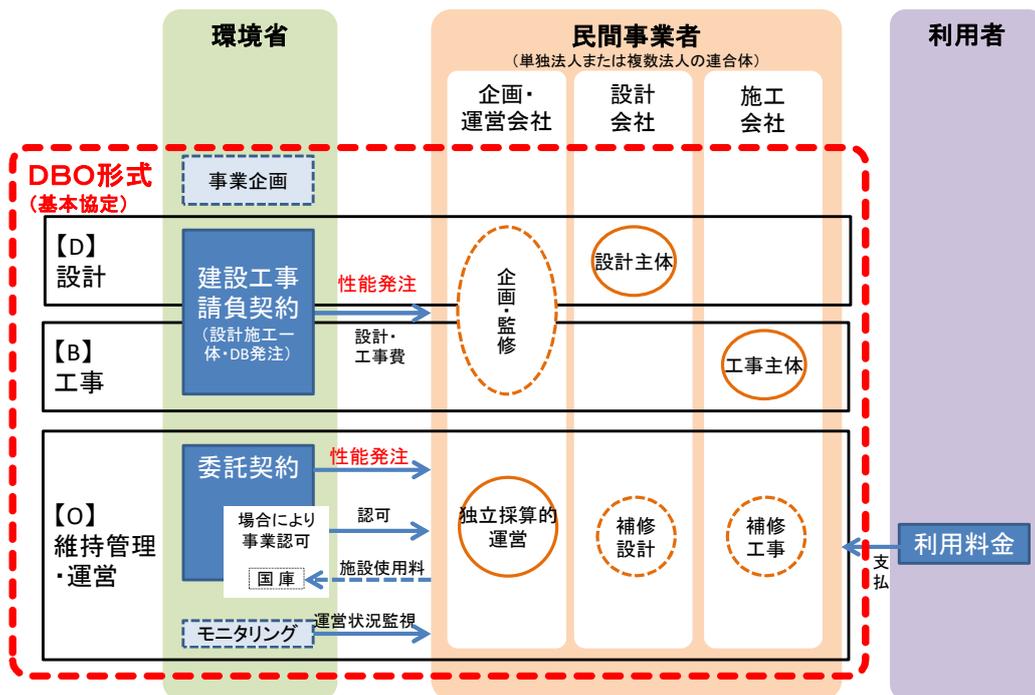
- ・国立公園満喫プロジェクトでは民間活用による公園利用者へのサービス向上を目指すこととされており、野営場についても、民間の創意工夫を活用して、現在の利用者ニーズにあった野営場へのリニューアル等の必要性が指摘されている。
- ・民間事業者の創意工夫の活用を促進するため、例えば野営場の運営を行う民間事業者が、再整備等の設計段階から事業に携わり、整備、運営と一体的に実施することで、運営を見据えた施設整備が行われると期待されることから、国立公園の野営場についてはPPP (Public Private Partnership) /PFI (Private Finance Initiative) 手法を用いた整備・運営のあり方について検討が行われている。
- ・以下に、直轄野営場において導入が想定される官民連携手法 (DBO方式) による事業スキームの概要を示す。

【DBO (Design-Build-Operate) 方式】

○民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する方式。資金調達や工事発注、所有は公共側が担うスキーム。

【直轄野営場への適用 (想定)】

- ・整備及び管理・運営に関する技術提案を含む総合評価落札方式により、設計・施工・運営を一体で発注する。
- ・民間は共同事業体等を組んで入札。環境省と落札事業者とが事業を包括する基本協定を結んだ後に、設計・施工に関する工事請負契約、供用開始前に管理・運営に関する委託契約を締結する。
- ・管理・運営に関する委託費は無償とし、利用者からの施設利用料等を民間事業者が徴収し、維持管理・運営の費用に充当する。民間事業者の提案により、野営場内で物販や飲食等の収益事業を実施することも可能とする。



民間事業者等との契約形態

I 基本方針

I-1 適用範囲

本指針は、自然公園等の野営場に適用する。ただし、地域の特性、その他の事情により適用できない場合もありうるが、その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重する。

(解説)

本指針における自然公園等の野営場とは、自然公園等事業としての整備に係る自然公園内の野営場であり、その定義は「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について（平成15年5月28日環自国発第030528006号）別表「自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」で次のとおりとされている。

（定義）公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易な宿泊施設等。）をいう。

（計画上の留意事項）自然的条件からみて、管理施設及び便益施設（炊事場、給水施設、便所等）を設置することができるものに限る。

また、「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いについて」（平成3年7月5日環自計第128号、環自国第385号）に準じ、広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る）、駐車場、公衆浴場、公衆便所及び野外劇場を付帯施設とすることができる。

なお、「野営場」とは、自然公園法上の名称であるが、一般的に広く使われている「キャンプ場」と言い換えても差し支えない。

I-2 基本方針

- ・自然公園等の野営場は、利用者が日常生活をはなれた自然の中で安全、快適に、宿泊、食事、休養、集い、遊び、運動、交流などを楽しみ、自然の雄大さ、生物の営み、気象の変化、夜の静けさなど体験することにより、自然とのふれあいや自然への関心と理解を深めることができる場として整備する。
- ・野営場の利用形態や利用者ニーズ等が多様化している状況を踏まえ、設計・施工・維持管理・運営まで一体的に民間事業者に委ねるなど、その創意工夫を最大限に取り入れることにより、利用者にとってより満足度の高い野営場を整備できるように検討を行う。

(解説)

近年、キャンプ利用は、利用期間が通年化するなど活発化する一方、ゆとりをもったキャンプサイトや上質なサービスの提供など、キャンプの利用形態も多様化している。自然公園等の野営場は、このような利用状況の変化に対応しつつ、優れた自然環境の中でのキャンプを機会に自然とのふれあいを体験し、自然への関心と理解を深めることができる絶好の場として整備することが求められる。

これらの観点から、野営場を整備する地区の特性を十分把握し、適切な野営形態を選択して、多様化する利用ニーズに対応するとともに、その地区の自然環境と選択した野営形態に適合する諸施設を整備する。

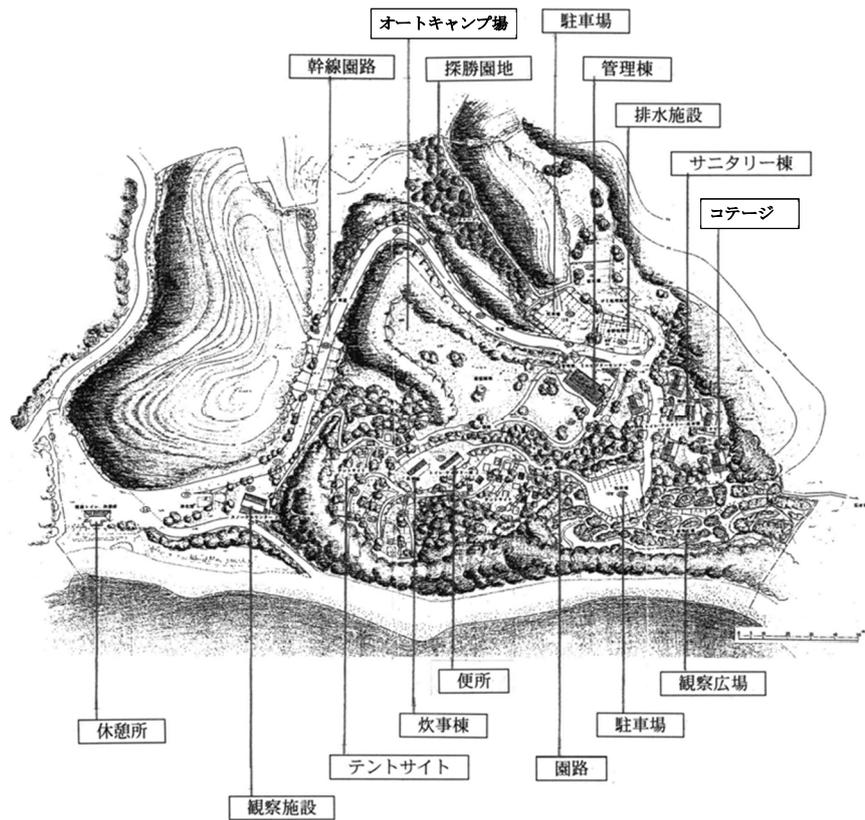


図4 野営場を構成する施設のイメージ

II 計画・設計の考え方

II-1 計画・設計の進め方

野営場事業の方向性を検討した上で野営場の整備を進める。野営場の整備にかかる全体の手順は、基本計画、基本設計、実施設計、施工、施設の管理・運営に区分される。計画・設計を進めるに当たり、施設の計画検討及び施設の管理・運営計画は相互に関連していることから、基本計画及び基本設計・実施設計の各段階において適切な検討を行うとともに、必要な合意形成を図る。また、再整備・改修を行う場合は状況に応じて必要な手順を踏んで検討を進める。

(解説)

(1) 基本計画

基本計画では、「はじめに」で示した「事業の方向性の検討」の結果を踏まえ、与条件の確認・整理及び計画策定のための調査を行った上で、基本計画方針の設定を行い、施設の計画と管理・運営計画の検討を行う。施設の計画検討の過程では、ゾーニング・動線計画、施設計画、施設平面計画、概算工事費及び整備年次計画をとりまとめる。また、管理・運営計画の検討では、管理・運営計画の基本的な考え方、維持管理・運営の内容、活動計画、施設の維持管理、管理・運営体制、管理運営費についてとりまとめる。

(2) 基本設計

基本設計では、調査・測量の結果をもとに現況の詳細把握及び与条件の細部検討を行い、基本設計方針を設定する。

基本計画及び基本設計方針に基づき、野営場施設の計画を現地と対応させるとともに、位置、規模、内容等を設定して実施設計の指標が明確となる概略の設計を行う。また、設計内容に関して、環境への影響を検討する。

(3) 実施設計

実施設計では、設計条件の確認と設計資料収集及び詳細現地踏査により、基本設計に基づく野営場の諸施設の構造、材料、規格、デザイン、施工方法等を決定して、工事に必要な詳細図面を作成するとともに、数量計算及び工事費内訳書のための資料作成を行う。

(4) 施工

工事が計画どおりの工程で進められるか、要求される品質や形状のものが適正に施工されているかなどの工程管理、品質管理を行い、工事の環境影響を最小限とするように適切な施工管理を行う。

なお、自然環境に配慮した施工の留意点については、「第2部共通事項第1章総論 VII 施工管理」を参照する。

(5) 再整備・改修

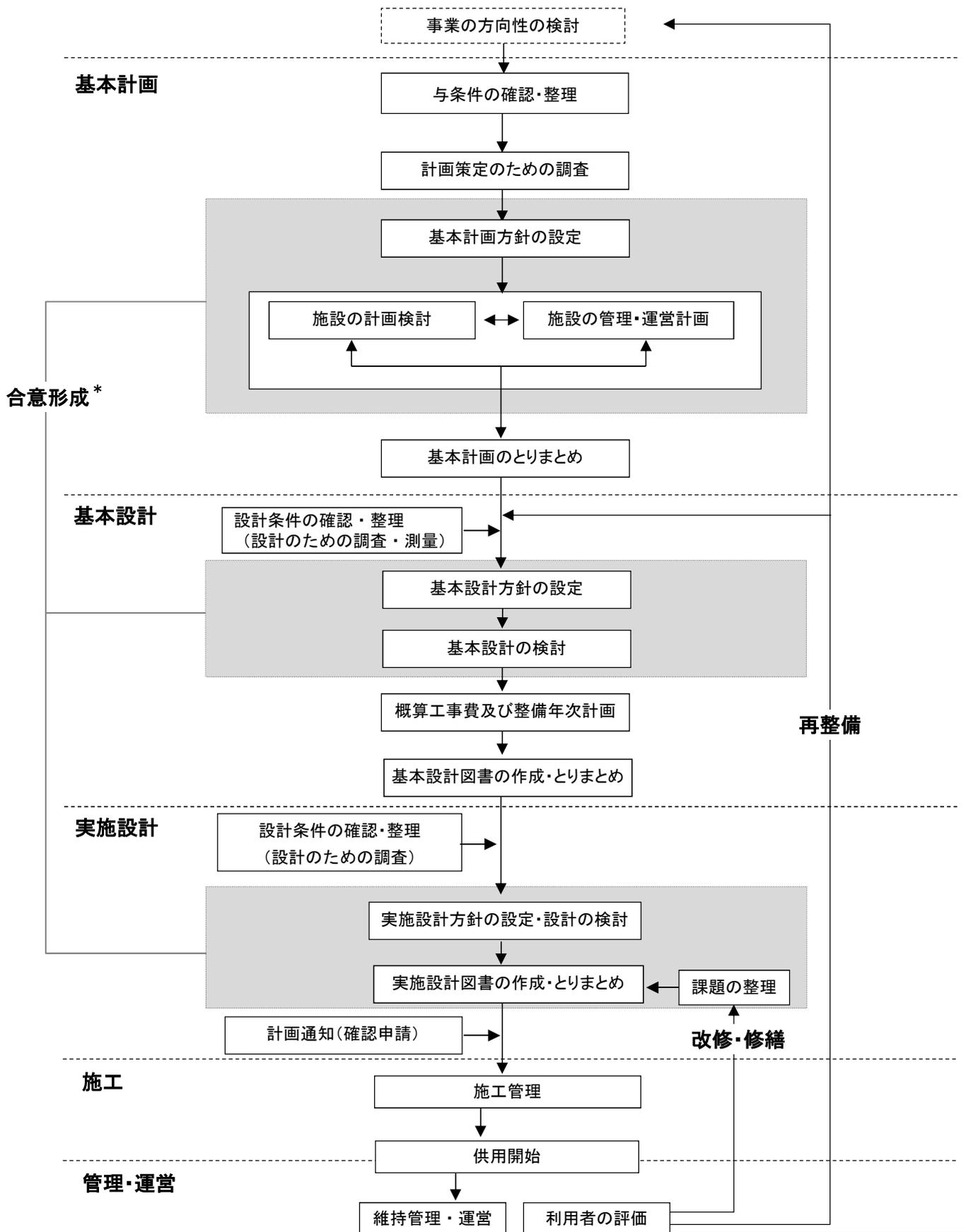
再整備は現状の施設の規模や配置を大きく改変する整備であり、改修は初期の施設性能よりも高い性能や機能を獲得するために行う整備である。

施設が老朽化した場合、利用状況が変化し施設に求められる機能や規模が変化した場合などには、施設の再整備・改修を行う。再整備・改修に当たっては、施設の耐用年数など国有財産の管理状況について留意する。また、再整備検討に当たっては、状況に応じて基本計画、基本設計、実施設計の各段階からはじめる。なお、再整備の基本的な考え方をⅡ-2（8ページ）に示す。

（6）合意形成

計画・設計の各段階では、随時、委員会（助言組織）、検討会、ヒアリング等により、地元の関係者（地元の住民や自治体、利用団体、自然保護団体、管理・運営に関わる民間事業者等）からの意見の聴聞や関係者との合意形成を図る。

なお、自然公園等施設の整備の手順、野営場計画・設計主要図書一覧及び「建築工事設計図書作成基準（国土交通省）」による設計図書の構成については、第2部共通事項第1章総論に示してある。



* 基本計画、基本設計・実施設計の各段階で必要に応じて合意形成を図る

図5 野営場の整備の手順

再整備: 現状の施設の規模や配置を大きく
 変更する整備
 改修: 初期の施設性能よりも高い性能や
 機能を獲得するために行う整備
 修繕: 施設の維持のための補修等

II-2 再整備の基本的な考え方

再整備は、自然とのふれあいの確保、多様化する利用ニーズへの対応、利用及び管理運営の効率化、安全性・快適性の向上などのために行う。

(解説)

自然公園等の野営場では、優れた自然景観を楽しむことや自然の中を歩いたり自然を利用した遊びなどを通じて自然とふれあうことが目的の一つとなっている。その一方で利用者の増減、利用者の小グループ化、高齢化など利用者層の変化、利用ニーズの多様化といった変化が表れている。

こういった状況を踏まえ、管理運営者等へのヒアリングや現況把握により、安全性・快適性に問題がある箇所などの課題を明確化し、自然公園の魅力をより向上させるために景観資源等を見直し、利用人数等（実績）から適正規模を見直して利用環境を向上させる。

なお、管理・運営については、次のような観点などから見直しを検討する。

- ・利用状況に応じた開設時期及び利用可能施設
- ・シンプルで無駄のない管理動線や施設の集約等
- ・管理労力削減を目指した施設配置
- ・ライフサイクルコストの削減をめざし耐久性・更新性にも配慮した施設単体における構造・仕様、風力・太陽光等の自然エネルギーの活用や新技術の導入等
- ・光熱費削減に寄与する設備システムの導入
- ・開設時期の異なる区域を設定する場合の区域ごとに柔軟に運用可能な設備システム

II-3 計画・設計の基本的配慮事項

- ・計画の目的に適合した位置、規模、構造及び形態とするとともに、それぞれの施設が機能的統一性と形態的統一性を保つよう配慮し、整備が自然環境を損なわないように生物多様性の確保と自然環境の保全に配慮した計画・設計とする。
- ・安全性・快適性の確保並びに景観や多様な利用者に配慮したユニバーサルデザインの推進、自然エネルギーの利用など環境保全への寄与を考慮した計画・設計とする。
- ・ハードとソフトの補完、完成供用後の適切な維持管理・運営により公園の質が高まり、その質を持続できる施設とする。

(解説)

野営場の計画・設計に当たっての基本的な配慮事項の要点は、次のような事項があげられる。

(1) 良好な自然とのふれあい空間の確保と魅力的な風景の享受の実現

- ・対象となる野営場の自然的条件や利用ニーズ、利用状況等の特性に対応し、快適に自然とふれあうことができる野営場を計画する。
- ・自然環境の中で長時間滞在する野営場の特徴を踏まえ、利用者のタイプや利用状況等を把握し、利用者の満足度を高めることができるよう、魅力的な空間の整備と風景の提供に努める。
- ・自然とのふれあい利用の宿泊拠点としての野営場の役割に留意し、利用者にとどのような自然とのふれあい体験や自然学習の機会を提供するか、どこからどのような風景体験を享受してもらうかを計画・設計の中で検討する。

(2) 安全性の確保

- ・野営場は、野外での夜間や長期間の滞在を伴う施設であることから、悪天候時の利用の安全性、特に土地の崩壊、地滑り、出水等の危険に対する安全性や待避空間を確保する。
- ・計画対象地のハザードとなる要因を把握しリスクを適切に管理する。
- ・計画対象地の危険箇所、避難経路等を利用者に知らせることが、安全性の確保やリスクの適切な管理につながることから、それらの情報提供施設の整備を行う。

(3) 快適性の確保

- ・野営場の利用には「遊ぶ」、「食べる」、「寝る」という人間の基本的な生活行動が含まれていることから、快適な利用が行える生活環境としての好適な条件を備える。
- ・多様なニーズに対応した宿泊環境として、静穏性やプライバシーの保護などに配慮した空間整備を行う。
- ・計画対象地の自然環境の重要性や魅力等を利用者に知らせることが、自然保護、利用促進につながることから、それらの情報提供施設の整備を行う。

(4) ハードとソフトの相互補完による質の向上

- ・自然公園等の野営場は、利用者が日常生活を離れた自然の中でのさまざまな活動を楽しむことを目的として来訪する場であり、地区の特性に応じた自然とのふれあいを促進するため、施設の種類、配置等の検討は、活動プログラムや管理運営体制の検討とあわせて行う。
- ・利用のための施設（ハード）は、管理・運営や情報提供・ソフトと一体となることでより効果を発揮することから、ハードの整備に当たっては、計画段階からソフトと関連付ける。

(5) 完成供用後の維持管理・運営

- ・維持管理負担を軽減させるため、シンプルで無駄のない管理動線や施設の集約など、施設の規模や配置を工夫する。
- ・整備に際して経済的で耐久性が高い施設となるよう検討する。
- ・野営場の場合、季節的な利用集中、あるいはオフシーズンにおける閉鎖等供用期間の限定を行う場合があることから、これらの利用状況に応じた適切な設計と管理運営方法を検討する。

(6) 多様な利用者に配慮したユニバーサルデザイン

- ・自然の中での宿泊・滞在と、自然とのふれあいの両面において支障のないよう、各施設及び各施設間の移動のあり方などを検討し、多様な利用者に配慮したユニバーサルデザインによる設計を行う。野営場におけるユニバーサルデザインの基本的な考え方はⅡ－5に示す。

(7) 生物多様性の確保と自然環境の保全

- ・自然公園等の野営場は、身近な自然のみならず原生的な自然の中においても整備されることがあり、それぞれの状況に応じて地区内の自然環境とともに周辺も含んだ一帯の自然環境の体系的な保全に配慮する。
- ・自然環境に悪影響を及ぼすような改変は極力抑えるとともに、施設の配置に伴う生息地の分断などによる生物多様性への悪影響が生じないような計画、設計とする。

- ・樹林地や草地における整備に当たっては、設計段階から、個々の樹木や草株の伐採、除去、損傷を必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ、移植、仮植、表土の保全活用等による復元を検討し、群落としての保全に配慮する。
- ・生物多様性の確保の観点から、生態系レベル、種レベルでの多様性への影響の回避とあわせて、種内レベルでの影響にも配慮し、修景に用いる植物は、当該地域に生育している種類と同じものとするほか、地域や場所によっては遺伝子レベルでの交雑が起こらないよう注意する。
- ・計画対象地の持つ自然環境の許容量と利用者数から導いた規模とのバランスがとれた適正な計画、設計とする。

(8) 景観及び施設の機能・形態の統一性

- ・自然が主役であり、施設自体は脇役であることを認識し、施設の整備に当たっては、施設の位置・形状が景観に重大な影響を与えないこと、及び主景観や通景線との関係に配慮する。
- ・自然公園等の施設として、自然材料の利用を基本とする。特に、建築物は、木材の使用を原則とし、地域の特性に応じて地元産の石材を使用する等の検討を行う。
- ・野営場の立地環境や周囲の風景・景観と調和した意匠とする。特に建築物は屋根の形式、勾配、壁面の色彩等について配慮する。

(9) 環境保全への寄与

- ・自然エネルギーの活用に適している場合、あるいは環境保全上特に慎重な配慮が必要な場合など、それぞれの立地条件や地域特性を踏まえて、太陽光・風力・水力等の自然エネルギーの活用、汚排水の高度処理、排出物・廃棄物のリサイクル化等、省エネルギーや環境負荷低減化など地球環境保全も視野に入れた環境にやさしい施設やシステムの導入を図り、その仕組みや環境保全上の効用を積極的に紹介、解説することにより環境保全の普及啓発、環境教育に活用する。
- ・太陽光や風力等の自然エネルギーを利用した施設・設備としては、野営場内の照明や小規模な電源、サンタリー施設などがある。自然公園等の野営場は、自然エネルギーの利用に適した立地条件が比較的得られやすいと考えられることから、ランニングコスト等も踏まえて検討したうえ、省資源、省エネルギーなど環境保全の普及啓発の観点からも、自然エネルギーの積極的な活用を図る。
- ・水循環、物質循環の観点から、雨水は土壤に浸透させ積極的な還元を図る。

II-4 施設の長寿命化

野営場を長期間使用していくために、長寿命化に配慮した計画・設計及び整備を行うとともに、適切な維持管理、必要に応じた改修などについて検討をする。

(解説)

- ・計画・設計段階では、長期的なライフサイクルコストの低減だけでなく、イニシャルコストも含めたトータルコストの低減にも配慮する。
- ・施設の老朽化に対する対策については、維持管理の中で計画的に健全度調査や点検を行いつつ、適切な時期に修繕や改修を実施できるようあらかじめ検討しておくことが大切である。特に電気設備・機械設備などは、構造体などに比べて寿命が短い場合が多いことから、計画当初から修繕や改修しやすい作りとしておくことが望ましい。

II-5 ユニバーサルデザイン

自然公園等の野営場の施設整備におけるユニバーサルデザインの基本的な考え方は次のとおりである。

- ・ユニバーサルデザインの整備目標を設定する。
- ・計画や施工の段階だけでなく利用する段階でのプログラムや管理運営までのトータルな視点で整備を行う。
- ・地形条件等の制約の中でユニバーサルデザインを実現するに当たり、多様な利用者層の意向等との調整を図るとともに、利用施設の整備改善に加え、補助器具の貸し出しや介助サポートなどソフト面での補完を重視し、総合的に対応する。
- ・利用サービスの提供や緊急時の対応などユニバーサルデザイン関連情報を的確に提供する。

(解説)

(1) ユニバーサルデザインの整備目標の設定

地形等自然条件の制約が大きく、施設規模が比較的大きい野営場では、場内全域ですべての利用者の移動と利用を可能とすることは困難なケースが多いことから、種々の制約の下で、自然環境の保全と利用者の利便性・快適性とのバランスをとる必要がある。こうした観点から、地区内の自然環境や景観の魅力や特性を損なわない範囲で、どこまでの整備を行うかの整備目標を設定する。特に、脆弱な自然や復元力の弱い自然等の区域において、ユニバーサルデザイン手法による施設整備が、立地する自然環境に著しい影響を与える場合は、その施設整備を行わない選択を含めて検討する。

このように、野営場の規模、地形条件、利用状況等に応じて、自然環境を損なうおそれのない範囲で整備することを原則とする。

(2) トータルな視点での整備

- ・再整備においては、基本的に大きな敷地の改変は想定されないが、現状の敷地形状やその他利用上のニーズ、問題点を十分に把握し、各施設の建替えや配置替え、またテントサイトや園路の改造等大規模なものから、各施設の一部を改修して対応する程度の小規模なものも含め検討を行う。
- ・すべての利用者にアクセス可能な園路の確保が困難な場合は、その情報をサイン施設やパンフレット等を用いて的確に提供する。
- ・情報やサービス提供の拠点となる管理棟は、駐車場やテントサイトからのアクセス路、建物内部を含めてすべての利用者の円滑な移動経路を確保する。また、誰もが利用可能な便所とシャワー室を設置することが望ましい。

(3) 利用サービスの提供と緊急時の対応

利用サービスについては、ビジターセンターと同様に施設案内や周辺の利用案内をパンフレット等により情報提供するほか、身体障害者の利用に対応するキャンプ用ベッドやオフロード用車いすの貸し出し等について検討する。また、ユニバーサルデザイン手法による施設整備が困難な場合は、緊急時の対応マニュアルの作成や日常の訓練等が特に重要になるため、それを踏まえた施設計画とする。

Ⅱ－6 合意形成

計画・設計の各段階で、地元の関係者等からの意見の聞き取りや関係者との合意形成を図る。

(解説)

野営場は、利用者が日常生活をはなれた自然の中で安全、快適に、宿泊、食事、休養、集い、遊び、運動、交流などを楽しみ体験することにより、自然とのふれあいや自然への関心と理解を深める施設として整備されるものである。こうした役割を果たすためには、整備する地区の自然を主体としつつ、周辺の自然と一体となった施設としてその機能を発揮させることが望ましい。また、地域の関係者との合意形成を図ることも重要であり、その手法は、委員会（助言組織）、検討会、ヒアリング、住民説明会などがある。

効果的、効率的な管理・運営には、地域住民や自然保護に取り組んでいる関係者等の地元関係者の協力、参加が重要であり、野営場と地域との密接な連携や地域の振興、活性化への寄与を図るためにも、計画・設計の各段階で地元関係者への説明等を行い、理解を得るよう努めることが大切である。

基本計画では、基本計画方針の設定、ゾーニング、利用動線、施設の種類・配置・規模・構造、空間構成等について合意形成を図る。また、ユニバーサルデザインの検討にあたっては、特に地元の関係機関にヒアリングを行い、計画に反映する。

基本設計では、供用開始後の管理運営が円滑に行われるよう地域や関連する機関との連携・合意形成を図り、管理・運営体制、管理費、動線、施設の使い方等に関して、基本設計、実施設計の各段階で、常に施設の管理・運営に関する情報を取り入れるよう配慮する。

Ⅲ 基本計画

Ⅲ－１ 基本計画の進め方

基本計画は、あらかじめ実施した「事業の方向性の検討」の結果を踏まえた上で、「与条件の確認・整理」、「計画策定のための調査」、「基本計画方針の設定」、「基本計画（施設の計画検討、管理・運営計画）」、「基本計画のとりまとめ」の順で行う。

（解説）

「事業の方向性の検討」は、事業実施の前段階において、その方向性や可能性を整理・確認するための概略検討であることから、「基本計画」では、その結果を踏まえた上で、より具体性及び実効性のある計画とするための調査計画の検討を行う。

Ⅲ－２ 与条件の確認・整理

基本計画の与条件には、公園計画の計画決定、事業決定及びその前提となった自然環境、社会条件等の調査が含まれる。また、野営場の性格、施設等の基本的性能などについても把握する。

（解説）

基本計画は、公園計画の計画決定、事業決定の内容を具現化するものであり、公園計画の計画決定、事業決定及びその前提となった調査内容や事業の方向性の検討結果等が与条件となる。

野営場の性格は、野営場の周辺及び対象地域において、その目的や果たすべき機能等を把握するものである。また、施設等の基本的性能は、公共事業としての野営場の整備に当たり、最低限有すべき性能を確保することを必須条件とする。

Ⅲ－２－１ 上位計画

野営場の基本計画方針の設定、施設の計画検討、管理・運営計画を検討するために、公園計画、公園事業決定、国立公園管理運営計画、当初基本計画等の上位計画を確認・整理する。

（解説）

- ・ 上位計画には、公園計画、公園事業決定、国立公園管理運営計画、当初基本計画、事業の方向性の検討の結果等がある。
- ・ 公園計画では位置及び整備方針、公園事業決定では区域面積等、国立公園管理運営計画では取扱方針を踏まえて、基本計画を作成する。
- ・ なお、上位計画作成の前提となった調査内容等も確認・整理する。

Ⅲ－２－２ 施設等の基本的性能

野営場の施設に求められる基本的性能として、各種自然災害等に関する性能の確保が重要である。その他の基本的性能については、第２部第２章のユニバーサルデザイン、第２部第３章施設の長寿命化、第３部第１章の歩道、第３部第２章の園地、第３部第５章の公衆便所、第３部第６章の駐車場及び第３部第７章の公共標識（サイン類）に示される性能に準拠する。

(解説)

過酷な自然条件に立地する場合は多い野営場の施設の基本的性能として、火山災害、塩害、土砂災害、津波災害、地震、暴風雨災害などの自然災害に対する性能等を確認し、準拠すべき項目及び範囲を明確にし、対応の概要について取りまとめる。

<自然災害等に関する性能>

① 火山災害に対する性能

【基本的性能】

- ・火山災害により使用上の支障が生じないことを性能の最低水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

- ・配置：過去の火山災害の発生状況を確認し、火山災害の恐れのある場所には配置しない。
- ・構造：火山災害が想定される場所では、火山性ガス等に配慮した素材とする。
- ・避難：火山災害に対する避難経路及び避難場所を確保する。

② 土砂災害に対する性能

【基本的性能】

- ・土砂災害により使用上の支障が生じないことを性能の最低水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

- ・配置：過去の土砂災害の発生状況を確認し、土砂災害の恐れのある場所には配置しない。
- ・避難：土砂災害に対する避難経路及び避難場所を確保する。

③ 津波災害に対する性能

【基本的性能】

- ・津波災害により使用上の支障が生じないことを性能の最低水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

- ・配置：過去の津波災害の発生状況を確認し、津波災害の恐れのある場所には配置しない。
- ・避難：津波災害に対する避難経路及び避難場所を確保する。

④ 地震に対する性能

【基本的性能】

- ・地震により使用上の支障が生じないことを性能の最低水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

- ・材料：恒久物については、耐震性に富む材料を用いる。
- ・設備：恒久物については、耐震性が確保された工法を用いる。

⑤ 暴風雨に対する性能

【基本的性能】

- ・暴風雨により使用上の支障が生じないことを性能の最低水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

- ・材料：恒久物については、暴風雨に強い材料を用いる。
- ・設備：恒久物については、暴風雨に強い工法を用いる。

<その他、塩害・火山ガス・積雪寒冷地等に対する性能>

【基本的性能】

- ・塩害・火山ガス・積雪寒冷地等により使用上の支障が生じないことを性能の最低水準とし、こ

れを確保する。

【技術的事項】

- ・材料：塩害・火山ガス・積雪寒冷地等に強い材料を用いる。
- ・設備：塩害・火山ガス・積雪寒冷地等に強い設備を用いる。潮風や火山ガス等が直接当たる場所への電気設備等の設置しない。

Ⅲ－３ 計画策定のための調査

与条件の確認・整理を踏まえて、基本計画方針の設定等に必要な自然・人文・社会条件等立地特性等の解析、評価を目的とした調査を行う。

調査項目は、「事業の方向性の検討」の結果をより具体化・補完するための地域及び敷地の自然条件、社会条件、人文条件等、調査方法は、資料調査、現地調査、ヒアリング調査等とする。

（解説）

計画策定のための調査は、地区の立地特性や施設の特徴を踏まえて、想定される野営場の対象地域において必要かつ無駄のない項目や範囲について行い、既存資料等による資料調査とあわせて現地踏査等も行ふ。特に季節ごとの景観など環境構成要素の把握が重要であり、主要利用期間を中心とした調査や項目に応じた季節別の調査も検討する。

また、自然学習・自然観察などの活動計画や自然研究路・自然観察施設、登山道等の野営場に接続する施設の整備計画に関する基礎資料も収集する。

なお、基本計画においての計画策定のための調査に当たっては、過度及び必要以上に専門的かつ詳細な調査とならないように留意する。

（１）調査項目

調査は以下の項目を基本とするが、対象地域において必要な独自の項目を抽出する。

自然条件：地形・地質、植生・植物、動物、景観、気象、温泉泉源など

社会条件：既存施設、権利制限、インフラ、埋設物、土地所有者など

人文条件：人文資料（史跡・名勝・文化財）、地域の歴史文化、地域との関連、野外レクリエーション、自然とのふれあいなど

その他：利用動向、到達性、周辺の興味対象、周辺の公園事業施設、関係機関・組織、インバウンドなど

（２）調査方法

調査は、対象地域において必要な項目を抽出した上で、以下の方法で行う。

現地調査では、目視調査を基本とし、特に季節ごとの景観や眺望など環境構成要素の把握や利用状況の把握が重要であり、主要利用期間を中心とした調査や項目に応じた季節別の調査を実施することが望ましい。

ヒアリング調査では、地元観光団体、地元住民代表、管理運営に関わることが想定される団体、地域で活動するボランティア等の理解と協力を得るため、調査段階から地元意見、利用者ニーズ等に留意することが重要である。

【調査例】

資料調査：地形図、測量図、地質データ、植生図、自然環境保全基礎調査データ、土地利用計画、市町村要覧、国土数値情報、土地所有者、用地境界、権利制限資料、統計資料（利用動

向、気象データ等)、インフラの状況資料(電気、給水、汚水排水、雨水排水、温泉の引込等)、地歴資料(建築廃材の埋却の有無・土壌汚染の有無等)、関連調査報告書等の調査 など

現地調査: 自然環境(植生、地形、景観)の現況、計画地及び周辺施設の利用状況、施設の概略位置・規模、インフラの整備状況(電気、給水、汚水排水、雨水排水、温泉の引込等)、災害危険箇所等の調査など

ヒアリング調査: 地元観光団体、地元住民、管理運営に関わることが想定される団体、地域で活動するボランティア、ガイド等へのヒアリングなど

(3) 調査結果のとりまとめ

調査結果は、地域及び敷地について、地形図や測量図を活用し、地域の特性や施設整備における制約条件(保護対象など)を整理し、図面(植生図、景観特性図、既存施設図、現況分析図等)にとりまとめる。調査結果は、敷地分析の評価や課題として整理し、施設の計画検討、施設の管理・運営計画等に反映する。

表1 計画のための調査における調査項目と基本計画の関係

調査項目		調査方法			基本計画	
		資料調査	現地調査	ヒアリング調査	施設の計画検討	施設の 管理・運営計画
自然 条件	地形・地質	地形図、測量図、 地質データ、自然環境保全基礎 調査データ等	地形、危険箇所 地盤等	過去の災害歴等	○	
	植生・植物	植生図、自然環境保全基礎調査 データ等	植生、樹木等	—	○	○
	動物	自然環境保全基礎調査データ等	—	生息域等		○
	景観	自然環境保全基礎調査データ等	眺望地点 自然環境資源等	自然環境資源等	○	○
	気象	気象データ等	—	過去の災害歴等	○	○
	温泉泉源	温泉引込資料等	引込位置等	引込位置等	○	
社会 条件	権利制限	測量図、土地所有者、用地境界 等	用地境界等	—	○	
	インフラ	電気・給水・污水排水、雨水排水の引込及び接続先資料等	左記確認	—	○	○
	地歴	建築廃材の埋却の有無・土壌汚染の有無等	—	—	○	
人文 条件	史跡・名勝・文化財	関連調査報告書	—	左記確認		○
	地域の歴史・文化	関連調査報告書	—	左記確認	○	○
	地域との関連	関連調査報告書	—	左記確認		○
	野外レクリエーション	関連調査報告書	—	左記確認	○	○
	自然とのふれあい	関連調査報告書	—	左記確認	○	○
その 他の 条件	利用動向	統計資料、関連調査報告書等	利用状況等	利用状況・動向等	○	○
	インバウンド	統計資料、関連調査報告書等	—	左記確認、動向等	○	○
	到達性	車両、公共交通機関によるアクセス	—	左記確認	○	○
	周辺の興味対象	関連調査報告書	—	左記確認	○	○
	周辺の公園事業施設	関連調査報告書	—	左記確認	○	○
	関係団体・機関等	関連調査報告書	—	関わり状況等		○

Ⅲ－４ 基本計画方針の設定

周辺地域の関連施設の状況を踏まえ、当該区域や周辺地域において施設相互の関係、施設の性格を整理して、野営場の整備や再整備の基本的な方向性を定める。また、基本計画方針は、施設及び管理・運営等の考え方等を設定する。

(解説)

基本計画方針の設定は、野営場の整備や再整備の基本となる考え方である。施設の性格を踏まえて、施設のあり方や将来に向けた目指すべき姿を検討するとともに、施設の管理・運営計画等を検討するための方向性を示すものである。

施設、管理・運営計画等に関する次に示す事項について検討し、目的、役割、機能等の基本的な計画の方針を示す。

(1) 施設の性格

野営場の施設の性格は、整備する位置の立地条件や環境条件によって果たすべき役割が異なり、また、計画地の立地特性や対象とする利用者層によって、重点とする機能や付属する機能が異なり、あるいは重点とする機能が複合する場合や特化する場合など様々なものとなる。そのため、施設の性格は、次のような事項について、より具体的な検討を行う。

- ① 対象地域の自然・人文・社会条件等の立地特性
- ② 対象地域における野営場の位置づけと利用状況、利用者層の想定及びインバウンドへの対応
- ③ 敷地内の既存施設や自然環境資源などの保全対象物等の制約条件
- ④ 最低限備えるべき機能、重点とする機能、付属する機能（退避所機能や救援活動拠点機能）等の整理
- ⑤ 管理・運営体制

(2) 基本計画方針

基本計画方針とは、施設の性格を踏まえて、施設のあり方や将来に向けた目指すべき姿を検討した上で、導入すべき施設、管理・運営計画等に関する次に示す事項について検討し、目的、役割、機能等の方針を設定する。

- ① 自然環境資源の保全方針と計画地の整備方針（または再整備方針）の設定
- ② 施設の導入すべき機能や重点機能
- ③ 施設、管理・運営等の関係

Ⅲ－５ 施設の計画検討

基本計画方針を施設の計画検討の内容として具体化するため、施設等の基本的性能を満たすことができるように施設の基本的な規模、位置、形態、平面計画等を設定する。

(解説)

施設の計画検討では、基本計画方針に基づき次の事項についてとりまとめる。

- ① ゾーニング・動線計画
- ② 施設計画
- ③ 施設平面計画

④ 概算工事費

施設については、施設ごとにその目的、機能及び環境・安全面での配慮に関する検討を行う。

周辺施設と連携した野営場は、敷地内や周辺部に探勝路（ネイチャー・トレイル）や解説施設等を併設することが望ましい。そのため、周辺のフィールドにおける自然体験や自然とのふれあいなどを計画的に推進する活動計画の検討を踏まえ、外部との複合体として一体性のある施設とし、また、ハードとソフトが一体となった整備が行われるように配慮する。

概算工事費については、事業主体の意向等を踏まえた上で、施設計画及び施設平面計画等の内容に基づき作成する。

以下（i）～（vi）に施設の計画検討に当たり、参考とすべき事項を示す。

（i）野営場の主要な施設の種類

自然公園等の野営場は、利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易な宿泊施設等）をいう。これは主として宿泊施設、管理施設及び便益施設（炊事場、給水施設、便所等）から構成される。

また、「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いについて」（平成3年7月5日環自計第128号、環自国第385号）に準じ、広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る）、舟遊場（小規模なものに限る）、駐車場、公衆便所及び野外劇場を含めることができる。

野営場を構成する宿泊施設、管理施設及び便益施設に含まれる主要な施設は次のとおりである。

（1）宿泊施設

・宿泊施設は、テントサイト（フリーテントサイト及び固定テントサイト）、オートキャンプサイト、コテージサイトに分類され、その内容については、次のとおりである。

① フリーテントサイト

・主にテントを張る位置が固定されておらず、利用者が各自テントを持参して自由にキャンプを行う区画。

② 固定テントサイト

・一般にテントを張る位置が固定されているキャンプサイトの区画。盛土式やプラットフォーム式のテントサイトを含む。ただし、盛土式やプラットフォーム式などで比較的規模が大きく、テントを張る位置が特に限定されていないサイトは、フリーテントサイトと呼ぶ場合もある。

③ オートキャンプサイト

・一般に利用者が直接テントサイトまで車を乗り入れて、キャンプができる構造のキャンプサイトの区画。

・一つのテントサイト（テントサイト・ユニット）は、通常、自動車の駐車スペース、テントやタープを張るスペース、野外テーブルや椅子を広げて野外生活を楽しむスペースから構成される。野外卓、ベンチ、炊事場、電気設備などをあらかじめ配置しておく場合もある。

・キャンピングカーに対応するキャンプサイト、テントサイト・ユニットを固定していないフリーオートキャンプサイトを含む。

④ コテージサイト

・屋内で簡易宿泊のできる建築物（コテージ等）の区画。

・室内に炊事場や便所などを備えた建築物（コテージ等）であり、駐車スペースを附帯する場合もある。

- ・テントについては、利用者が持ち込んでくるものと野営場の運営者があらかじめ場所を決めて張って固定したもの、あるいは貸出用のものがある。
- ・最近では、さまざまなタイプ、大きさ、素材、色彩、形状のテントが普及し、タープやテントと組み合わせて使用するフライシート等も多様である。
- ・オートキャンプサイトは、自走式のキャンピングカーやキャンピング・トレーラー、キャラバンカーの利用を伴う場合がある。
- ・コテージには、一戸建てのコテージ、複数戸を続けて1棟にした連棟式のコテージがある。
- ・一方で、宿泊を伴わない、日帰りを対象としたデイキャンプサイトについても考慮する。

(2) 管理施設

- ・管理棟、倉庫、従業員宿舎のほか、インフラ施設としての給水施設（上水道）、排水施設（下水道）、電気設備、電話等通信設備（Wi-Fi 含む）、汚物処理施設（ゴミ処理施設を含む）、放送連絡施設、各種標識（多言語表記は当該地の状況に応じて検討）、取付車道（管理用道路）、AED 等が含まれる。
- ・オートキャンプサイトには、一般的に入口ゲート、受付施設等を伴う。

(3) 便益施設

- ・「自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」による便益施設としての炊事場、便所等及び「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いについて」による付帯施設としての広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動施設（小規模なものに限る）、舟遊場（小規模なものに限る）、駐車場、公衆便所及び野外劇場が含まれる。
 - ・野営場の利用目的、規模、立地条件等によってサンタリー棟（シャワー、トイレ、ランドリースペースを有する休憩舎）等を伴う場合があり、売店なども含まれる。
- また、自然とのふれあい体験推進のため一体的に整備される観察施設としてミニ・ビジターセンター（展示・案内機能を備えた休憩舎等）、歩道（自然観察路）、野鳥観察舎、多目的広場（星空観察・グランピングイベント等）、シュノーケルセンター（海の利用のための休憩舎）等がある。

野営場を構成する主要施設（管理施設、便益施設、宿泊施設）の種類を図6に示す。

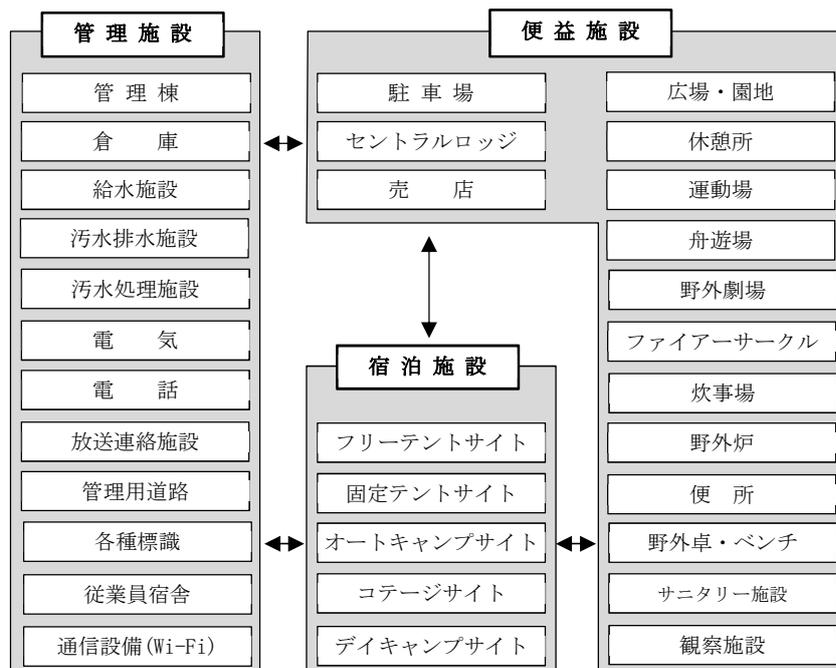


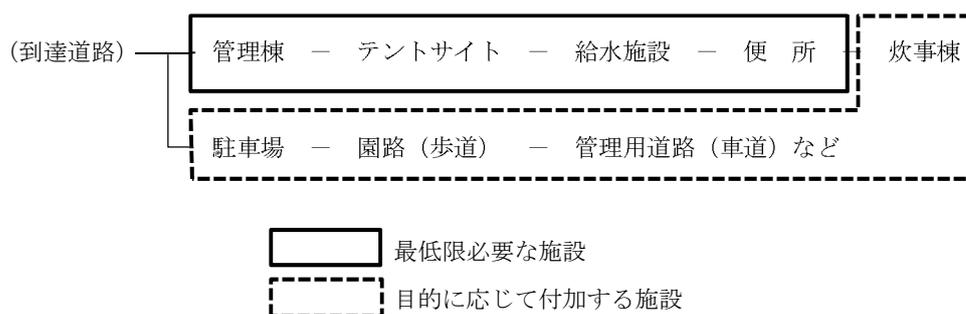
図6 野営場の主な施設と機能

(ii) 野営場と施設の組み合わせ

野営場の施設は、野営場ごとに検討されるべきものであるが、利用形態、立地環境特性等から考えられる整備例と施設の組み合わせの目安は、図7・表2に示される。

ただし、標準的な整備例を示したものであるため、当該地の実情や立地環境、活動や提供するサービス等に応じて、個別施設や機能の追加等を検討する。

この際、官民連携や民間事業者の創意工夫を活用した野営場として整備する場合には、公共事業者と民間事業者とで調整しながら、それぞれが整備・管理すべき範囲や施設等を決定することが望ましい。



* 山岳地等における登山野営地や登山基地主体の場合、管理棟が山小屋と併設等により省略されることがある。

* 目的に応じて追加する施設を整備することで、相当の管理運営が必要になる場合があることに留意する必要がある。

図7 最低限必要な施設の考え方

なお、ここでは、自然公園等における典型的な野営場の整備例として“登山野営地”“登山基地としての利用が主体となる野営場”“キャンプ利用が主体となる野営場”の3つの形態について基本的な考え方を示す。ただし、この野営場の形態は、計画・設計上、概念的に区分するものであり、実際の野営場の利用目的、利用方法や管理運営等と必ずしも一致するものではなく、複合的な形態として計画される場合もあることに留意する。

形態	基本的な考え方
登山野営地	専ら縦走登山等の野営利用の目的のために設ける野営場
登山基地としての利用が主体となる野営場	良好な自然の立地環境において、主に登山基地のために設けられる野営場
キャンプ利用が主体となる野営場	主に野営場内及び周辺の自然環境を活かした自然とのふれあい体験を推進する野営場

表2 標準的な野営場の整備例（※公共事業に限定したものではない。）

施設	施設名称	整備例			
		登山野营地	登山基地としての利用が主体となる野営場	キャンプ利用が主体となる野営場	
宿泊施設	フリーテントサイト	●	●	●	
	固定テントサイト	—	—	●	
	オートキャンプサイト	/	—	●	
	コテージサイト	/	—	—	
	デイキャンプサイト	—	●	●	
管理施設	管理棟	—	—	●	
	倉庫	—	—	●	
	給水施設（上水道）	●	●	●	
	給水施設（給湯）	/	—	●	
	排水施設（下水道）	●	●	●	
	電気設備	/	●	●	
	電話設備	/	—	●	
	汚物処理施設	●	●	●	
	各種標識	●	●	●	
	管理用道路（車道）	/	●	●	
	放送連絡施設	/	—	—	
	通信設備（Wi-Fi）	/	—	—	
	従業員宿舎	/	—	—	
	便益施設	炊事場	●	●	●
		野外炉	—	—	—
		便所	●	●	●
		野外卓・ベンチ	—	●	●
広場・園地		—	●	●	
園路（歩道）		—	—	●	
休憩所		—	—	●	
運動場		/	—	—	
舟遊場		/	—	—	
野外劇場		/	—	—	
ファイアーサークル		—	—	—	
駐車場		/	●	●	
セントラルロッジ		/	—	—	
売店		/	—	●	
サニタリー施設（ランドリー、シャワー）		/	—	●	
観察施設	—	—	—		

- : 整備することが望ましい施設
- : 必要に応じて検討する施設
- / : 原則、整備する必要がない施設

※この表は、登山野营地などの形態ごとに標準的な整備例を参考までに示したものであり、野営場の利用状況や利用者のニーズ等に応じた施設を整備するためには、個々に整備内容を整理するとともに、公共事業者と民間事業者とで調整しながら、それぞれが整備・管理すべき範囲や施設等を決定することが望ましい。また、民間事業者の意向により記載された施設を省略する場合には、慎重に検討する必要がある。

(iii) 野営場と主要施設の規模

野営場と主要施設の規模は、主に計量計画に基づいて算定するが、野営場の場合、閉鎖期間があることが多く、最大値を用いると施設が過大となりやすく、それだけ自然環境への影響が大きくなりやすい傾向があるので注意する。

利用のピークが短期間である野営場等にあつては、便所等は利用ピーク時に仮設で対応するなど、環境保全への配慮と施設の遊休化防止をあわせての検討を行う。

ただし、当該地の実情に応じて、野営場の各施設を検討するものとする。

(iv) 野営場の所要面積

(1) テントサイト野営場

基本的にフリーテントサイト、固定テントサイトで構成される野営場は、原則的には利用者が最も多い最大日を対象に規模を決定する。したがって、所要面積は最大日野営場利用者数を基礎にして、次の式を参考に算定する。ただし、この他に有効な方法がある場合は、この限りではない。

野営場所要面積 (㎡) = テントサイト収容力 (人) × 1人当たり所要面積 ((㎡/人)) (単位規模 (C))

テンサイト収容力 (人) = 地区年間宿泊者数 (人) × 野営比 (A) × 野営場最大日率 (B)

上記の式の中で、「地区年間宿泊者数×野営比」は年間野営場利用者数を求めており、この年間野営場利用者数に最大日率を乗じた値は、「最大日野営場利用者数」である。

したがって、「最大日野営場利用者数」が、利用状況調査などを通じて分かる場合には、直接次の式を利用して、野営場の所要面積を算定する。

野営場所要面積 = 最大日野営場利用者数 (収容力) × 1人当たり所要面積 (単位規模 (C))

算定に当たり野営比、野営場最大日率、単位規模には、それぞれ次の値を用いる。

A 野営比

利用の状況		算定に用いる 数値
野営場が主たる宿 泊施設である地区	地区の宿泊者の75%以上が野営場を利用する場合	0.8
	地区の宿泊者の25~75%が野営場を利用する場合	0.5
他の宿泊施設が主 となっている地区	地区の宿泊者の10~25%が野営場を利用する場合	0.2
	地区の宿泊者の10%以下が野営場を利用する場合	0.05

B 野営場最大日率

供用期間	算定に用いる数値
野営場の供用期間が年1ヶ月未満	1/10
野営場の供用期間が年1~2ヶ月	1/15
野営場の供用期間が年2ヶ月以上	1/30

C 単位規模

単位規模は30~50㎡/人とする。

(「国立公園事業の決定等の取扱い細目」では、30㎡/人が目安)

(2) コテージ・テント野営場

コテージとテントとの両者の利用を計画する野営場では、所要面積の算定はコテージサイトとテントサイトとに分けてそれぞれ算出し、その合計面積で決定する。

そのために、算定に先立ち利用状況調査などから得た知見を基に、コテージ利用とテント利用との関係は次のとおりとする。

$$\text{コテージサイト利用率 (\%)} + \text{テントサイト利用率 (\%)} = 100\%$$

コテージは、適切な経営管理が維持できる収容力と規模を算定しないと、施設の遊休化による経営困難が生じるので、算定は次の式を用いる。

$$\text{コテージ収容力 (人)} = \frac{\text{地区年間宿泊者数 (人)} \times \text{野営比} \times \text{コテージ利用率}}{365 \times \text{経済的利用率 (A)}}$$

$$\text{コテージ規模 (m}^2\text{)} = \text{コテージ収容力 (人)} \times 1 \text{人あたり建築規模 (m}^2\text{/人)} \text{ (B)}$$

$$\text{コテージサイト面積 (m}^2\text{)} = \text{コテージ収容力 (人)} \times 1 \text{人あたり所要面積 (m}^2\text{/人)} \text{ (C) (単位規模)}$$

算定に当たり野営比は前掲の値とし、経済的利用率、1人あたり建築面積、1人あたり所要面積には、それぞれ次の値を用いる。

A 経済的利用率 10.5%～13.5%

B 1人あたり建築面積 3.3 m²

C 1人あたり所要面積 50 m²

なお、この算定による規模は宿泊（寝室）部分に当たり、居間部分、便益部分（トイレ、炊事場部分）を含まない。また、身障者対応等特別の機能を付加する場合は、そのための面積を追加する。

テントサイト所要面積の算定は、次式による。算定には、(1) テントサイト野営場で述べた値を用いる。

$$\text{テントサイト収容力 (人)} = \text{地区年間宿泊者数 (人)} \times \text{野営比} \times \text{テントサイト利用率} \times \text{野営場最大日率}$$

$$\text{テントサイト面積 (m}^2\text{)} = \text{収容力 (人)} \times 1 \text{人あたり所要面積 (単位規模 : 30~50 m}^2\text{/人)}$$

(3) オートキャンプ場

オートキャンプ場は、テントサイトまで自動車が乗り入れるタイプのオートキャンプサイトをもつ野営場であり、オートキャンプサイトと別にテントサイト、コテージサイトを計画する野営場では、所要面積の算定は、コテージ・テント野営場と同様に、それぞれのサイトに分けて算出し、その合計面積で決定する。

オートキャンプサイトでは、テントサイトと車道が接するように配慮することが必要なので、地況的には平坦か緩傾斜が望ましく、テントサイトの配置も車道の整備も平坦地が最も容易なのは当然といえ、

傾斜地では道路の構造に工夫を要することになり、その影響でテントサイトの配置に制約が生じる場合がある。

また、オートキャンプは、個人利用を想定しており、一般的に各サイトに炊事機能を備える場合が多いことから、利用者共同の炊事場が必要であるかの判断をすることが望まれる。

オートキャンプサイトの所要面積は、

- ・500人収容規模の場合、2.5～4haが必要（テントサイトのほかに駐車場、広場等の付帯施設及び環境保全のための緩衝地帯を含める）。
- ・キャンプサイトの合計面積は、全体の50%以下とする。宿泊部分が50%以上を占めると快適性を損う恐れがある。

一方で、日本オート・キャンプ協会制定の「オートキャンプ場建設（第7版）管理運営マニュアル（収容台数と所要面積）」では、次のとおりとされている。

所要面積	=	所要台数	×	(80～120㎡)	×	2	×	2
サイト数		1区画の面積 サイト面積				自然環境維持と オープンスペースの係数		場内道路・管理棟・ サニタリー等関係 施設の係数
		30台		1.0～1.4 ha				
		50台		1.6～2.4 ha				
		100台		3.2～4.8 ha				
		120台		3.8～5.7 ha				
		150台		4.8～7.2 ha				
		200台		6.4～9.6 ha				

(v) 主要施設の所要規模

これまでの自然公園施設整備資料から、野営場における主要施設のおおむねの所要規模例は、次のとおりを目安とする。ただし、現状とは合わない状況もあるため、利用状況の変化等に応じて、適宜検討する。

表3 野営場施設の所要規模の例

	100人用	150人用	200人用
テントサイト	3,000㎡	4,500㎡	6,000㎡
便所	33㎡	33㎡	66㎡
炊事棟	36㎡	36㎡	72㎡
給水施設	15t	22t	30t
駐車場	300㎡	300㎡	600㎡
管理棟	50㎡	50㎡	75㎡

※オートキャンプ場、または、コテージ・テント野営場の一部において、個人や小グループでの利用がメインと想定される場合は、一般的に各サイトに炊事機能が求められることから、利用者数に応じた適切な規模の炊事場が各サイトに必要であるのか、共同利用の炊事場が必要であるか等の判断をすることが望まれる。

(vi) ゾーニングと施設の配置

(1) ゾーニングと施設配置の基本的な考え方

- ① 野営場内の施設の配置計画は、計画地の環境の自然性、脆弱性、復元力等の立地特性や自然の質によって計画の自由度や制約条件が異なることに留意して適切なゾーニングと施設の配置の検討を行う。
- ② ゾーニングに当たっては、計画された機能が十分発揮されるよう、必要とする規模、機能の組み合わせなどについて検討するものであるが、整備すべきゾーンとともに保全すべきゾーンの設定についても検討し、周辺と一体的な自然とのふれあいや自然観察のためのゾーン、あるいは野生動植物保護のためのゾーンなど、地区の特性を生かした環境保全とその普及啓発のための機能をもつ野営場とする。
- ③ ゾーンの種類には、特に定められたものはなく、当該地の実情に応じて、保全方針に基づき保全されるゾーンや宿泊施設（テントサイト、オートキャンプサイト、コテージサイト）、管理施設及び便益施設の個別あるいは複合ゾーン（野営ゾーン）のほか、デイキャンプゾーン、園地（多目的広場）ゾーン、自然ふれあいゾーン、自然体験ゾーン、自然観察ゾーン、親水ゾーン等野営場のテーマ、性格、担うべき機能等に応じた設定を行う。
なお、貴重な植物群落や野生動物の生息地等保全すべき対象については、ゾーンを明確にし、原則的に施設を配置しない。
- ④ 野営場の再整備の際には、現況のゾーニングについてゾーンとして設定した機能や役割等を分析評価した上で、再整備方針と現況ゾーニングの評価に基づき、景観整備や眺望確保等も含めて、ゾーンの再設定を行う。この時、利用者減少から評価の低い宿泊ゾーンを縮小する等、余剰空間が発生する場合は、野営場全体の利用の質の向上や自然環境の保全再生といった観点からその空間を活かしたゾーニングを行う。

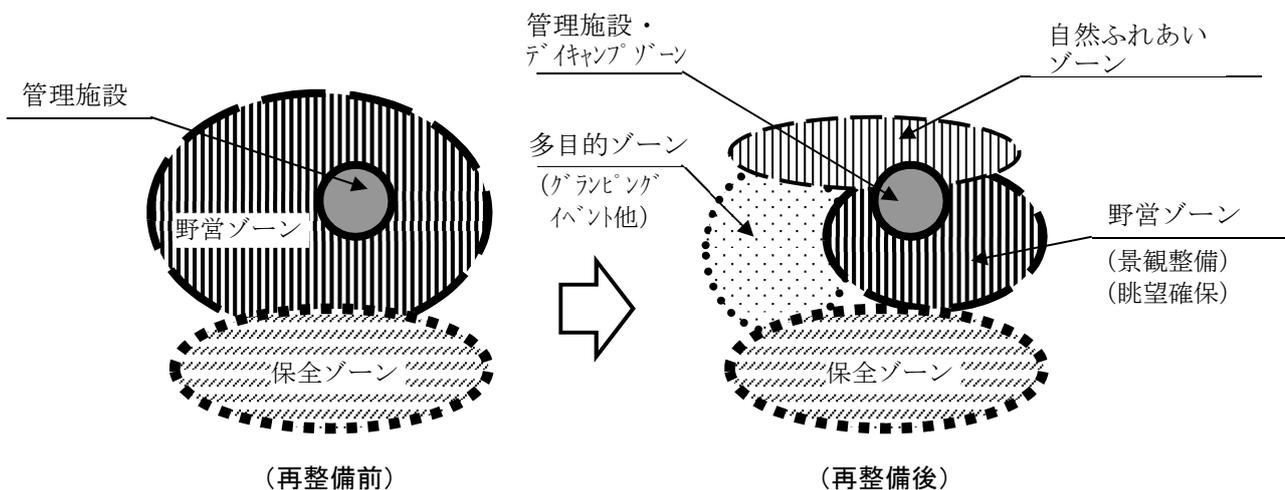


図7 再整備におけるゾーニング変更イメージ

- ⑤ 過剰利用や無秩序な利用が行われないよう配慮し、ゾーンの機能に伴う利用区分を明確にする。また、管理運営上のトラブルを防止するためにも敷地境界を明確にする。
- ⑥ 利用動線の設定に当たっては、計画地の立地特性に応じ、高齢者などへのユニバーサルデザインを考慮する。ただし、脆弱な自然や復元力の弱い自然等の区域においては、自然環境の保全の優先性も含めて検討する。
- ⑦ 利用動線は、原則的には自然発生的に利用されているルートを生かし、長い直線としないようにし、地形に順応した線形を優先させるとともに、利用者が歩きながら自然を体感できるような線形を検討する。また、樹木や貴重な植物群落などがあって最小幅員を確保できない場合は、園路を迂回させることを検討する。
- ⑧ 大規模な造成は行わず、現況地形（地盤）を活かし、自然環境の保全に留意する。ただし、棚田型の宿泊ゾーンのような不自然な地盤を保全ゾーン等に変更する場合は、周辺部と繋がるよう自然地形を再生する造成を行う。
- ⑨ 季節や開場時期等に応じて、野営場の利用者増減等により、利用エリアの変更が望まれる場合には、それらに対応できるゾーニングや施設配置、または代替機能への移行など、可変性のある施設づくりを当該地の実情に応じて検討する。

（２）登山野营地及び登山基地としての利用が主体となる野営場の基本的な考え方

【ゾーニング及び利用動線】

- ① 登山野营地を主体とした野営場は、原始的な自然や優れた自然環境の中に立地する場合等で、縦走登山等の野営利用の目的のみに対応する野営場として整備することから、自然環境の保全、生物多様性の確保等への影響を最小限とする必要が高い野営場である。したがって基本的にフリーテントサイトゾーンのみで構成し、管理施設や便益施設も必要最小限とする。
- ② 登山基地を主体とした野営場では、テントサイトゾーンに便所、炊事場（水場）をそなえた１ユニットを基本として検討する。
ただし、面積的・地形的に余裕がある場合、想定利用者数に応じて、ユニットを複数設け、ユニット間の保全ゾーンとしての設定、周辺と一体的な自然観察ゾーンの設定等の検討を行う。
- ③ テントサイトゾーンの設定に当たっては、安全であること、周囲の自然環境と調和していること等の野営場の選定条件を満たしていることは言うまでもないが、急傾斜地や増水が考えられる河川敷等の危険が予想されるところには配置せず、地表面の排水がすぐれている平坦地又は緩傾斜地を選定する。
現地踏査を十分に行い、地形の改変や植生の損傷など自然環境に与える影響を最小限とする区域とゾーンを設定する。
- ④ 規模は、特に自然への配慮が必要な地域における野営場である点を踏まえ、所要面積の算定式による算出はあくまで目安であり、原則として立地する場所の自然環境側の許容範囲及び立地条件による管理運営面等での制約にも配慮して決定する。また、必要に応じて、利用者数の制限を行う。
- ⑤ 徒歩によるアクセス及び利用動線が基本であり、園路を設ける場合は踏圧等による影響が広がらないように線形を設定する。また、自然公園等の一般利用者と野営場内の利用者の動線はできるだけ分離するよう配慮する。
- ⑥ 野営場利用者の利用等を妨げることがない範囲においては、野営場に接続する歩道を、自然観察路や探勝歩道として活用できるよう一体的な整備を検討する。

【施設配置】

- ① 宿泊施設以外は、野営場の基幹施設である便所と炊事場（水場）を基本とする。
- ② テントサイトユニットを複数設ける場合は、利用者数を考慮し、基本となる便所と炊事場（水場）が各テントサイトユニットから等距離となるような数と配置を検討する。
- ③ 便所と炊事場（水場）は、衛生上問題のない位置でなければならない。特に、山岳地等においては、し尿処理が問題となることから適切な処理方法に対応した配置を検討する。
- ④ 管理棟を設置する場合は、異常気象時等の避難施設としての機能を考慮し、その観点からも適切な位置を検討する。
- ⑤ 既に現地の植生などに悪影響を生じているような場合は、テントサイトの位置の変更や面積の縮小を含めて自然環境保全上の対応を検討する。

（3）キャンプ利用が主体となる野営場の基本的な考え方

【ゾーニング及び利用動線】

- ① 野営場全体の高い快適な環境を確保するため、既存樹林等の保全・活用を含む十分な区域を確保し、キャンプサイト（フリーテントサイト、固定テントサイト、オートキャンプサイト、デイキャンプサイト）は、できるだけ地表面の排水がよい平坦地又は緩傾斜地を選定する。
- ② ゾーニングに当たっては、現存植生と現況地形を基本とし、整備するゾーンとともに保全すべきゾーンの設定についても検討する。また、自然とのふれあいや自然観察のためのアクティビティゾーン、あるいは周辺と一体的な野生動植物保護のためのゾーンなど、当該地区の特性を生かした自然環境保全とその普及啓発のための機能をもつ野営場とする。
- ③ テントサイトあるいはその付近まで自動車が乗り入れることを考慮し、取付車道及び駐車場の配置とともに、自動車が乗り入れできる範囲を明確にする。特に、テントサイト、コテージサイトはゾーニングの段階で明確に区分し、自動車の乗り入れ可能な範囲と乗り入れを制限する範囲を明らかにする。
- ④ テントサイト内の車道は、地形条件、用地の規模・形状、受入車種、テントサイトの配置デザインとの関連などにより、当該地の実情に応じて図9の形式例を参考とする。
- ⑤ 自動車と歩行者の動線は原則として分離し、両者ができるだけ交錯しないよう配慮する。また、自動車の走行は、利用状況や地形などに応じて一方通行の措置を検討する。
- ⑥ オートキャンプの野営場の車道、幹線園路は、原則として舗装する。舗装は、大型のキャンピングカー、キャンピング・トレーラー等の利用への対応の有無等により、日本道路協会発行「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」等に基づき舗装構成を検討する。また、雨水の地下還元の観点からできるだけ透水性舗装、排水性舗装等とする。
- ⑦ 管理用道路の設定に際しては、幹線園路として活用を図り、それぞれの施設が利用しやすい動線を設定する。
- ⑧ 利用者の多い野営場、滞在時間が長い野営場は、踏圧により裸地化する部分が多くなるので、この観点から、自然発生的に利用されているルートを活かすこと等により新たに発生する裸地が最小限となるよう施設間及び施設周辺等に適切な歩道の動線を検討する。

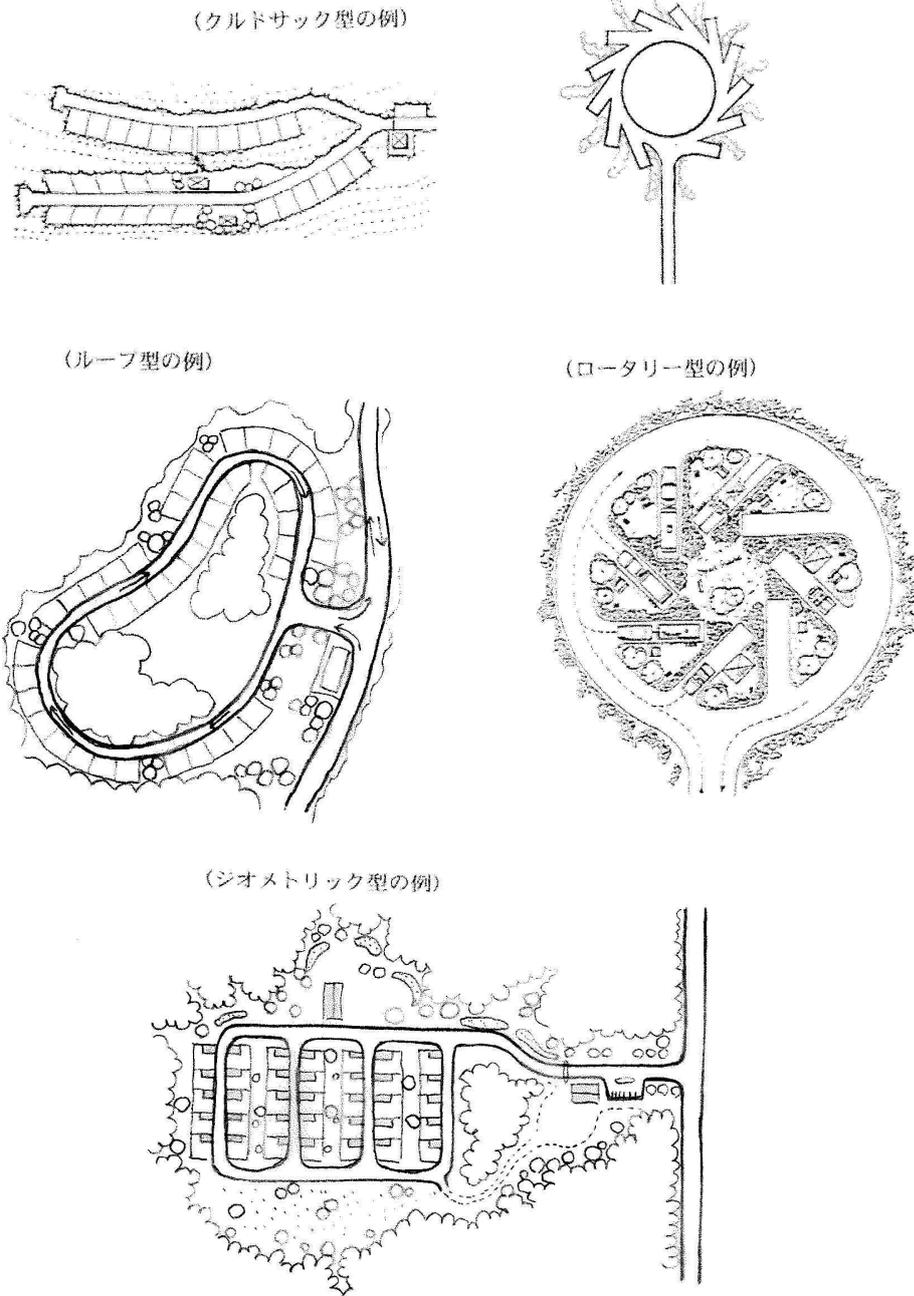


図9 車道とテントサイト・コテージサイトの配置の形式例

出典：クルドサック型の例（左）：（財）国立公園協会発行「自然公園の施設」昭和63年P90

クルドサック型の例（右）：THOMAS P., WALMSLEY., D.S (1967) : Park Practice Design The National Conference on State Parks

ロータリー型の例：Elisabeth BEAZLY (1969) : Designed for Recreation -

A Practical Handbook for all concerned with providing Leisure Facilities in the Countryside P167

- ⑨ 野営場内及び周辺における自然とのふれあいや自然観察などのための歩道を設定し、一体的なネットワーク化を図る。

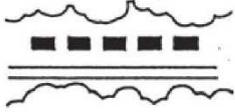
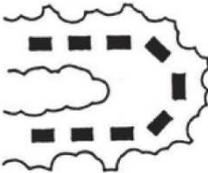
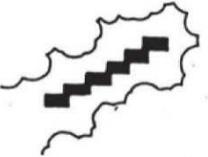
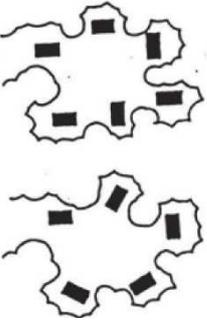
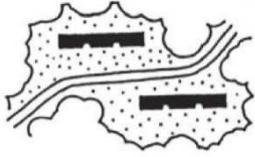
【施設配置】

- ① 利用しやすく管理しやすい野営場とするため、収容力が大きい場合は、宿泊施設部分をいくつかのユニットに分け、地形や植生、管理用道路との関係を十分考慮し、ユニット毎に炊事棟、便所等を配置する。

② 快適な野営ができるかどうか、管理運営が行いやすいかどうかは、テントサイトの配置計画に影響されるところが大きい。したがって、テントサイトの配置は、地形や植生を十分考慮に入れ、利用性、静穏性、プライバシー確保、管理方法、管理道路との関係等から総合的に検討する。主な配置方法としては、表4のようなパターンがある。

一方で、当該地の実情に応じて、比較的、面積規模が大きい場合には、特にテントサイトを区画せずに、利用者が自由に利用できる配置方法もあり、多目的広場利用やグランピングなどのイベントにも活用可能である。

表4 テントサイト・コテージサイトの配置と特徴

タイプ	模式図	特徴
並列型		平坦な地形の場所に配置しやすい型。 利用上は団体向きである。 施設管理は行いやすい。
U字型		谷地形の場所で等高線に沿って配置しやすい型。 利用上は団体向きである。 施設管理は行いやすい。
雁行型		斜面の地形を利用して雁行型に配置した型。 連棟型になった場合でもプライバシーが保てる。 家族利用に向いている。
ランダム型		起伏が多い複雑な形に配置できる型。 ケビン・テントの軸線を統一する配置と方向を統一しないタイプとがある。 景観的に変化があり、自然と調和しやすい。 家族や小グループに向いている。
樹枝状型		複雑な地形に配置が行える型。 自然との調和が図りやすい。 全体の道路長が長くなる傾向にあることと、幹線道路から離しすぎると管理が行いにくくなる。
連棟型		緩傾斜地や平坦地で効果的な配置の型。 南側にテラスや芝生植を設けることができるとゆったりとした雰囲気が出る。 家族利用。グループ利用。団体利用のいずれにも対応する。 施設管理は行いやすい。

出典：自然公園の施設－キャンプ場／オートキャンプ場－財団法人国立公園協会（平成5年）

- ③ テントサイトは、プライバシーが保てる十分な広がりを持つこととし、タープや椅子・テーブル等持ち込んだ場合にも十分対応できるレイアウトを検討する。なお、キャンプ用品の普及に伴ってガスコンロ等の器具を携帯する利用者が多くなっており、オートキャンプ場の共同炊事棟などの場合は、テントサイトでの炊事場設置の有無等によって設置数が決まるので、規模・設置箇所についても十分な検討を行う。
- また、便所は、周辺でのテントの設置を制約する要素となる施設であることに留意するとともに、利用期間の恒常風を考慮して臭気が滞留したり、人が集中する場所に流れない位置を検討する。
- ④ 野営場入口付近に、野営場へ到達する車道、駐車場、管理棟が設置される。野営場入口は、管理上1ヶ所が好ましいが、汚物処理などの関係でサービスヤードに出入口を設けることがある。
- ⑤ 駐車場は、受付施設である管理棟と一体的な配置とし、駐車場から管理棟へは車道を横断しない配置とすることが望ましい。駐車場入口部には、キャンプ場名を主体とした標識を設置する。管理棟の前には、小広場を設置し、野営場の案内標識を立てる。
- ⑥ 管理棟は、野営場入口部の利用者が容易に分かる位置に設けるとともに、管理棟の近くで、直接、宿泊利用者とは関係の少ない位置に、倉庫、デイキャンプサイト、サービスヤードなどを設ける。
- 夜間に利用者が滞留しやすい施設は、静穏な環境の維持のため、キャンプサイトとの位置関係、距離に十分配慮する。
- ⑦ 炊事場やキャンプファイアーサークル等、直火を使うことが多い施設は、火災の起きにくい構造にするとともに、設置位置に注意する。
- ⑧ 大雨・地震・火山噴火等の自然災害時に避難が可能な施設、場所の確保に配慮する。

(4) 空間整備

【修景植栽】

- ① 野営場は施設が集中するエリアであるため、造成する段階で極力自然植生を残すよう配慮するとともに、樹木のない場所のテントサイトは、テント内の居住性をよくするため、木陰（シェルター）となる高木植栽を考慮する。
- ② 周囲の自然風景との調和を図る上で、必要かつ有効な場合、樹木や芝による修景緑化を行う。修景に用いる樹種等は、周辺に生育している種と同じものとし、地域や場所によっては遺伝子レベルでの交雑が起こらないよう配慮する。

【野生生物の生息・生育地の保全、活用】

- ① 自然公園等の野営場の特色には、レクリエーション空間としてだけでなく、植物や昆虫、鳥類などが生息・生育し、身近に自然を感じることができる貴重な空間を提供していることがあげられる。野営場の整備に当たっては、野営場周辺の環境を含め、このような立地環境を活かして、そこに生息・生育する野生生物の保全とともに、自然観察・自然学習等自然とのふれあい活動の推進を図り、自然公園等の野営場としての整備の効果をより高めるよう施設と活動プログラムが一体となった整備を検討する。
- ② ゴミ、残滓（ごんし）等が野生動物への生態に影響を与えないよう、適切な施設又は処理体制を整備する。

【親水空間】

- ① 法面等の土留め、池等の水辺の護岸などについては、コンクリート等の無機質な構造物によらない工法などの採用を検討する。
- ② 野営場の再整備等の際し、改変された自然環境の改善が必要な場合、あるいは自然環境の質を極力低下させないよう措置が必要な場合等においては、周辺環境との調和や生物多様性の保全に配慮し、自然環境の復元又は創出を検討する。また、自然環境の復元や創出に当たっては、野生生物の生息・生育等に支障のないよう配慮した上で、自然とのふれあい活動の場や親水空間としての活用についても検討する。

Ⅲ－６ 施設の管理・運営計画

本項では野営場の管理・運営に関して、内容、施設の維持管理、活動計画、体制、費用等について取り上げる。管理・運営の検討は、これらの項目について一体的に進めることが重要である。

Ⅲ－６－１ 管理・運営の基本的な考え方

管理・運営の基本的な考え方は、基本計画方針等で定めた野営場の性格、基本コンセプト、機能を持続的に発揮・確保する観点から、施設の維持管理や活動、管理・運営体制等に関する基本的な方向性を示すものである。

（解説）

基本計画方針において検討した野営場の性格、コンセプトや機能を担保するため、管理・運営の基本的な考え方をとりまとめる。基本的な考え方は、検討対象施設の管理・運営において重視する観点等を以下Ⅲ－６－２以降の検討に通底する考え方を示すものである。

とりまとめにおいては、例えば、「豊かな自然体験の機会を提供し自然への関心・理解を深める」といった施設のコンセプトを実現する観点から、施設の維持管理や活動の考え方を示す。また、それらを担保するための管理・運営体制を検討する。

Ⅲ－６－２ 維持管理・運営の内容

野営場の管理・運営は、サイトやその周辺施設の「維持管理」と、利用者に対して様々なサービスを提供する「運営」とに区分することができる。基本計画方針等で定めた野営場の理念や機能を発揮するための必要な管理・運営の項目・内容についてとりまとめる。

（解説）

野営場の管理・運営内容については、表に示すような事項が挙げられる。管理・運営計画の検討に際しては、サイトやその周辺施設の「維持管理」と、利用者に対して様々なサービスを提供し収益を上げることも想定される「運営」との区分に留意しつつ、当該野営場の整備目的を達成するために必要な管理・運営内容を整理する。

表5 野営場の管理・運営の分類

分類		具体的な管理・運営活動の内容
維持管理		・施設の清掃（日常・定期）、ごみ処理
		・施設及び周辺施設の点検・維持補修等
		・植物管理（樹木、芝生等）
運営	基本的な運営	・予約受付
		・利用案内（チェックイン・チェックアウト、料金收受、説明・苦情対応等）
		・物品等貸出・販売（基本的な機材・食材等）
		・安全管理（警備、巡視等）
	付加価値的な運営	・HP、SNS等による情報発信
		・物品等貸出・販売（嗜好品や高性能な機材等）
		・地元産品の販売
		・日常的な観察会等の実施
	特別なサービス	・質の高い体験プログラムの提供
・飲食の提供（調理を伴うもの等）		
・ラグジュアリーな宿泊体験イベントの実施		

Ⅲ－6－3 活動計画

活動計画は、野営場や周辺フィールドで展開する解説、自然体験などの活動に関する計画であり、施設計画と並行して検討する。

（解説）

近年、キャンプ活動そのものを楽しむだけでなく、キャンプ場を拠点に周辺のアウトドア活動を楽しむような利用が増加している。活動計画は、野営場やその周辺において、「利用者に何を提供する」のかを検討するものであり、野営場の性格、コンセプトや機能を踏まえた上で、下記の項目等に関して活動の目的・内容・体制等に関する基本的な考え方を検討する。

- 自然解説・観察会の開催
- アクティビティ体験の提供
- 季節の魅力を体験するイベントの実施
- 情報の発信

野営場で展開する活動については、施設計画の内容にも大きく関連するため、出来る限り早い段階から活動内容を具体的に検討するとともに、活動に必要な施設の機能や規模もあわせて検討することが望ましい。

また、野営場やその周辺での活動は、管理・運営者のみでなく、近隣のビジターセンターや周辺地域で自然ふれあい活動等を行う団体等との連携も重要であり、計画の初期段階から関係者への説明を行う等により、多くの関係者の協力が得られる体制を確立しておくことも重要である。

【コラム2】 キャンプ利用の多様化

- ・近年の野営場利用については、グランピングの登場などで注目度が高まっており、手ぶらキャンプ、デイキャンプ、訪日外国人等の利用が増えるなど、利用者層・利用スタイルが多様化する傾向が見られる。
- ・グランピング利用では、特徴的な宿泊滞在空間をしつらえ、ホテル並みのサービスを提供することにより非日常感を演出したり、周辺の資源を活かした体験プログラムを提供するなど、高規格・高品質なサービスを提供する野営場も登場している。また、手ぶらキャンプなど、キャンプの道具や経験が無くても気軽に楽しめるようなサービスを提供するキャンプ場も増加している。
- ・国立公園満喫プロジェクトでは、公園利用者への多様な宿泊環境の提供を目指しており、野営場についても、従来型の利用に加えて、現在のニーズに応じた宿泊サービスの提供が期待されている。そのため、公共野営場の整備・再整備に際しても、当該野営場を取り巻く状況・ニーズや施設の基本方針を踏まえて、「どんなキャンプ体験を提供するのか」を明確にし、それに応じた施設・設備（例えば、宿泊環境の快適性を高めるのであれば、温水やシャワー等水回り設備の強化、Wi-Fi導入の検討等）やサービスの水準（用具のレンタルや自然公園ならではのアウトドアコンテンツの提供のあり方等）を検討することが重要である。また、グランピング等の宿泊体験イベントの実施を想定する場合には、広めのサイト区画（施設等をつくりこまずに、広い敷地を確保する等）を確保するなど、計画段階から運営を見据えた検討をしていくことが必要である。

Ⅲ－6－4 施設の維持管理

前々項で整理した維持管理や運営の内容を踏まえ、施設の維持管理に関する基本的な考え方及び維持管理計画を検討する。

（解説）

（1）効果的・効率的な維持管理の考え方

野営場の維持管理については、厳しく変化しやすい自然条件に対応するため、現地に常駐し地域を熟知した職員によるきめ細かい対応が求められるため、管理・運営者による直接的な管理を基本とする。一方、法定点検、専門技術や資格、機械・機器類を要する業務、危険性を伴う業務等については外部に委託することが効率的な場合が多いと想定される。そのため、直接的な管理や外部への委託のあり方については、管理・運営者の実情や質の高い利用者サービスの提供という観点を踏まえて、効果的・効率的な方法を検討する。

また、現場での維持管理の労力を軽減するため、管理者や管理車両のスムーズな動きを考慮したゾーニングや施設配置を検討するなど、施設計画面からも維持管理の効率化に努める。

（2）施設の維持管理計画

施設の維持管理計画として、安全・清潔に特に留意して下記の事項を検討する。

① 運営期間

自然公園の野営場は厳しい気象条件下にあるものが多いため、冬期の積雪・気温、アクセス等の状況、需要や収益の予測等を踏まえて、運営期間を設定する。また、オフシーズンについては、定休日

の設定についても検討する。

② サイト及び周辺施設の維持管理

維持管理の内容については、下表に示すように「日常管理」「定期管理」「臨時管理」等に区分して、必要な項目や内容を検討する。

日常管理	清掃、施設の破損・異常等の点検、屋外巡視 等
定期管理	設備類の定期的な保守管理（給排水、電気、消防等） 定期清掃（設備清掃等） 植物管理（樹木管理、芝生手入れ等） 季節に応じた管理（除雪・冬期養生等）
臨時管理	異常気象や地震等により施設が影響を受けた際の修理・補修 等

③ 清掃管理の留意点

野営場の清潔さは利用者の評価に直結する重要なポイントであり、常に清潔さを維持するように努める。特にトイレ、炊事棟などの水まわりの清掃を重視する。

④ ごみ処理の留意点

自然公園等の野営場であることを踏まえ、ごみの減量化に取り組むとともに、発生したごみについては適切に分別し、可能なものについてはリサイクルに努める。ごみの一時集積に当たっては害虫の発生や鳥獣の誘引等を防止しうる適切な方法で行う。

⑤ 樹木管理の留意点

樹木管理は下記に留意して行う。

- ・長期的計画により、景観の維持と樹木の更新を図る。
 - ・テントサイト上部や園路上に突き出した樹木の枝は特に注意して点検し、落枝に注意する。枯損木・枯枝は速やかに処理する。
 - ・利用者動線の迂回や根元周りの保護を行い、集中した踏圧をしない。
 - ・樹木の根元周りの草刈りや芝刈りは手刈りで行う等根系に傷をつけ腐朽することを防ぐ。
 - ・造成や改修等で深植えになった樹木は、その樹勢が徐々に衰退する可能性があるため、点検のうえ必要に応じて通気処理等根腐れの防止処置を施す。
 - ・遮蔽を目的とした樹木は、適切に剪定や刈り込みを行い枝や葉の密度を維持する。
 - ・状況によって樹木更新や明るさのあるサイト造りを目指し、大幅な剪定や伐採等も検討する。
- ※巨木・高木等はその存在感だけで自然を感じることができる重要な景観構成要素である。一方安全面においては、枯れ枝の落枝や倒木時における危険度も高く、適切な点検や維持管理が必要である。状況によっては樹木医等の専門家による判断も必要とする。特にテントサイトは生活の場として安心してすごせる環境を提供する必要があるため、隣接・近接する樹木についてはその安全性が求められる。

Ⅲ－6－5 管理・運営体制

管理・運営組織の概要、管理・運営の協力体制（設置者、管理運営者、関係団体等）、施設の維持管理要員等について検討する。

（解説）

（1）管理・運営体制

国立公園における野営場の管理・運営は、公園施設の管理・運営を担う団体等が管理運営を行う場合や、地元自治体が担う場合等がある。管理・運営体制については、基本計画段階から出来るだけ具体的に検討し、施設設置者、管理・運営者、地域関係者との役割分担や協力体制について検討しておくことが望ましい。そのことにより、具体的な運営内容等を見据えた施設の検討等が期待される。

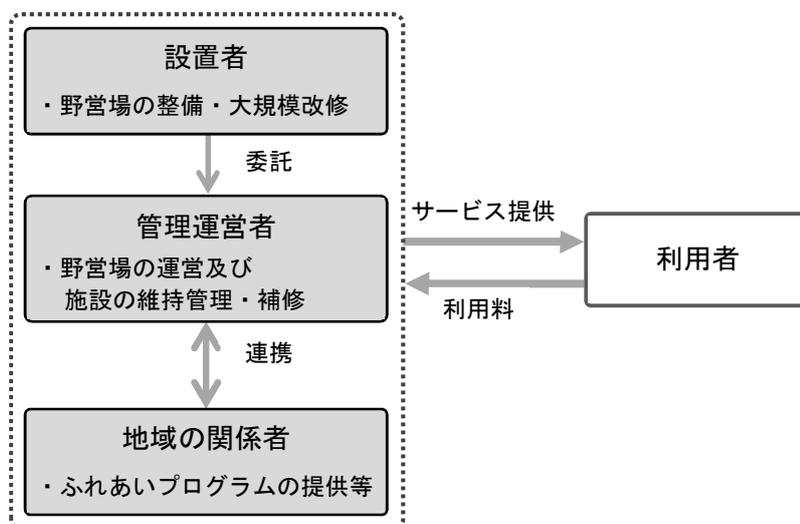


図9 野営場の管理運営体制（例）

（2）要員計画

野営場では施設の管理、利用案内、体験プログラムの提供等を行うための人員が必要である。各施設の性格やコンセプトを踏まえて、施設の目的を達成するために必要な人員について、業務ごとの人数、職務内容、勤務形態（期間・日数・時間等）について検討する。特に、野営場の運営上の特徴である繁忙期と閑散期の格差や24時間の管理体制に十分配慮した要員計画とすることが望ましい。

表6 野営場の管理運営の要員と業務（例）

要員	業務
統括責任者	管理・運営全般を統括
フロント	予約、受付、レンタル、案内
施設管理・清掃	施設及び周辺フィールド等の巡視・維持管理
宿直	夜間巡視、緊急時対応
企画運営	自然体験イベント等の企画・運営

* 上表は野営場の管理・運営に関する主な要員を例示したもの。実際の運営に際しては、スタッフ数に応じて、一人が複数の業務を兼ねるなどの対応が想定される。

Ⅲ－6－6 管理・運営費

管理運営の内容や体制等を踏まえ、年間の管理・運営費（人件費、水道光熱費、施設・設備維持費等）を検討する。

（解説）

前項までに検討した管理・運営の内容、施設計画の内容を踏まえ、管理・運営に必要な費目等について検討する。また、概算可能な項目については管理・運営費を算出する。

なお、公共の野営場については、低廉な価格帯での宿泊の提供が求められる場合も多いが、稼働率の向上や付加価値の高いサービスの提供等により、出来る限り経営収支のバランスを保つことで、良質なサービスを持続的に提供できるよう配慮する。

そのため、利用料金については、あらゆる公園利用者の利用を前提とした公共施設であること、施設のグレード、サービスの内容、周辺施設の水準、稼働予測等を考慮して設定する。

表7 管理・運営に関する主な費目

費目		備考
維持管理	光熱水費	・水道、電気、ガス等
	設備等保守管理	・設備の保守・点検（法定・専門）：給排水、電気、消防設備、等 ・清掃管理（日常・定期清掃、設備清掃、ごみ処理等） ・植物管理（樹木、芝生等） ・除雪・冬期養生等に係る費用
	人件費 ・一般管理費	・日常的な清掃、施設管理に係る人件費 ・予約受付、利用案内、安全管理、体験プログラムの提供、情報発信等に係る人件費
運営	広報宣伝費	・ホームページ作成・更新 ・印刷製本費（チラシ、パンフレット等） ・斡旋手数料 等
	販売用食材・物品購入費	・手ぶらキャンプ食材、燃料等
	貸出用備品購入費	・テント、シュラフ、ランタン ・食器、調理器具 ・ハンモック、釣り具 等
	他	・管理用備品購入費、車両維持費、通信運搬費 等

※基本計画段階では、管理・運営費を具体的に算出することが難しい項目も多いことが想定されるが、この段階から管理・運営コストを見据えた検討を行うことにより、管理・運営コストの抑制に配慮した施設・計画の検討や適切な維持管理費の確保等に寄与することが期待されるため本項を設けている。基本計画段階で十分な検討が出来ない項目については基本設計・実施設計や地域関係者との調整状況を踏まえて継続的に検討する。

Ⅲ－７ 基本計画のとりまとめ

基本計画で設定された平面計画図及び立地特性の調査結果、基本計画方針、検討内容等を基本計画説明書に取りまとめる。

(解説)

基本計画の主な成果品は報告書であるが、計画の根拠となる資料や計算書、平面計画図では表現できない事項などについて、基本計画説明書に記載する。

(i) 基本計画図の作成

平面計画図は、地形図や測量図をベースとして、基本的な完成イメージを図面により表現したものである。平面計画図は、地形、施設、植生等表面に現れたものを図示した縮尺1/500～1/1,000程度の計画地全体の配置図及び平面図によるものとし、各施設の名称、規模、内容、概略数量等について説明を加える。また、必要に応じて、野営場の主要施設の概略姿図やイメージ図等を作成する。

植生図、景観特性図、既存施設図、現況分析図等は、基本設計に当たっての基礎的な情報資料となる図面であり、調査計画（地形、植生分布、景観、眺望、動植物分布、構造物等）の結果を図面化する。図面の縮尺は適宜とするが、概ね1/500～1/2,000程度で作成する。

一方で、自然環境保全と災害防止等からの検討により、雨水排水計画を含む排水系統図や各種設備等の系統図を作成することが望ましい。

(ii) 基本計画説明書の作成

基本計画説明書は、野営場の全体像を正確にわかりやすく理解できるようにまとめなければならない。作成に当たっては、次の項目に沿ってとりまとめ、必要に応じて、基礎資料、図面、パース等を添付する。

表 8 作業項目と技術指針の内容の対比

基本計画説明書の作業項目	技術指針の内容
① 現況把握	Ⅲ-2 与条件の確認・整理
② 敷地分析	Ⅲ-3 計画策定のための調査
③ 計画内容の検討及び方針設定	Ⅲ-4 基本計画方針の設定
④ 基本計画図の作成	Ⅲ-5 施設の計画検討
⑤ 概算工事費の算出	Ⅲ-6 施設の管理・運営計画

IV 基本設計・実施設計

IV-1 設計の進め方

基本計画で取りまとめた施設内容について、基本設計で概略の設計を、実施設計で工事発注のための詳細設計を行う。

(解説)

(1) 基本設計

基本設計は、「設計条件の確認・整理」、「現地調査」、「設計方針の設定」、「基本設計の検討」、「基本設計図書のとりのまとめ」の順で行う。

測量図がない場合や既存の測量図の情報が不足している場合は、「測量調査」を行う。また、施設の配置が確定した段階で、「地質調査」を行う。

(2) 実施設計

実施設計は、基本設計を基にした規模や予算など「設計条件の確認・整理」、「現地調査」、「設計方針の設定」、「実施設計の検討」、「実施設計図書のとりのまとめ」の順で行う。

基本設計で地質調査を行わなかった場合は実施設計のはじめに行う。

IV-2 設計条件の確認・整理

基本設計では、基本計画、上位計画及び関連計画などから設計条件を確認・整理する。また、自然環境、土地関係、電気・通信・給水・ガス・汚水排水・雨水排水等の関連施設、類似事例、関係法令及び条例について資料を収集し、整理する。基本設計に必要な範囲で、関係官庁との打合せ等を行う。

実施設計では、基本計画などから詳細な条件を把握し、使用材料、使用機器等の調査及び確認、構造における特殊工法部分の詳細調査、各種法令手続きの打合せ等を行う。

(解説)

(1) 基本設計

① 設計条件等の整理

基本計画、上位計画、関連計画、予算、耐震性能や設備機能の水準など諸条件を設計条件として整理する。また、管理・運営者が決まっている場合は、基本計画を基に協議し、要望を確認する。

② 自然環境等に関する資料の収集・整理

敷地の植生、地域の動植物、気象（気温、積雪、降雨量）、火山性ガス、地形・地質、地盤の状況、強風・潮風・津波・洪水・地すべりなどの災害等、敷地の自然環境に関する資料を収集・整理する。

③ 施設に関する資料の収集・整理

土地関係、接道、電力・電話・通信環境、給水、ガス、汚水排水、雨水排水等、敷地に関連する施設の資料を収集・整理する。

④ 類似事例に関する資料の収集・整理

野営場、立地する環境（火山地域、海岸地域、豪雪地域など）と同じ環境の施設など、類似事例の設計に関する資料を収集・整理する。

⑤ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、自然公園法のほか、森林法や都市計画法、土壌汚染対策法、景観法など建築物に関する関係法令及び条例上の制約条件を調査する。また、基本設計に必要な範囲で、計画通知（確認申請）を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

(2) 実施設計

① 設計条件等の整理

基本設計を確認し、施設の機能、規模、予算等の条件を踏まえた設計条件の整理を行う。

② 法令上の諸条件の調査

法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。

③ 使用材料、使用機器等の調査

使用材料、使用機器等の調査及び確認、構造における特殊工法部分の詳細調査を行う。

④ 建築確認申請に係る関係機関との打合せ

実施設計に必要な範囲で、上下水道や電気、建築の計画通知（建築確認申請）を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

IV-3 現地調査・測量調査・地質調査

基本設計では、敷地の範囲、敷地の状況、周辺施設の確認など、テナサイト及び建築の意匠・構造・設備を検討するための現地調査を行う。測量図がない場合は、基本設計の初期段階で敷地の測量調査を行う。また、施設配置が決まった段階で地質調査を行う。

実施設計では、現地詳細調査及び確認を行う。なお、設計策定に当たっては、設計案を基に現地調査を行い、設計成果に反映するよう努める。

(解説)

(1) 基本設計

① 現地調査

自然景観、植生、地形、施設、設備（電柱、給排水管、人孔（ハンドホール・マンホール）等）など、現地の状況を確認する。また、設計方針や設計概略案・意匠計画案が固まった段階で適宜追加の現地調査により設計内容と現場の比較検討を繰り返し行い、その結果を設計成果に反映する。

② 測量調査

測量図がない場合、敷地の範囲及び施設の位置を把握するために、地形測量、水準測量、縦横断測量を行う。建物の位置を決める基準点はもとより、計画通知等の検討に必要となる接道境界の長さ・高さ、道路の中心の高さ、人孔や柵の位置や高さなどは必ず測量する。なお、建物の位置を決める際は、必要に応じ、位置を復元するための杭や鋸を設置する。

③ 地質調査

建築物の位置を決めた場所で構造設計のための地質調査を行う。

(2) 実施設計

① 現地調査

測量図及び基本設計図等を基に、自然景観との調和、計画地からの眺望、植生、地形、施設、設

備（電柱、給排水管、人孔（ハンドホール・マンホール）等）、雨水排水などの現地の状況、実施設計に関わる既存施設の位置、高さ、施設や設備の寸法等を詳細に確認する。

IV-4 設計方針の設定

基本設計では、要求性能や目的性能などの設計条件を整理し、それらの設計条件を踏まえ、基本設計方針を設定する。

実施設計では、基本設計の内容を整理し、設計条件を確定し、実施設計方針を策定する。

（解説）

（1）基本設計

① 設計条件の設定

テントサイトや建築施設における要求性能及び目的性能の確定、法令・立地・その他制約条件の整理、構造における安全性能等を設定する。

② 基本設計方針の設定

設計条件を踏まえ、基本設計を方向づける考え方を設定する。

（2）実施設計

① 設計条件の確定

基本設計の内容を整理し、施設の各部、各設備の要求性能、各部・各設備の法令、立地上の制約条件、各種荷重条件等、実施設計のための設計条件を確定する。

② 実施設計方針の設定

設計条件に基づき、実施設計を方向づける考え方を設定する。

IV-5 設計の検討

基本設計では、基本設計方針に基づき、総合検討を行う。

実施設計では、基本設計の内容を踏まえ、実施設計方針に基づき詳細な検討を行う。

（解説）

（1）基本設計

基本設計方針に基づき、基盤整備、宿泊施設、管理施設、便益施設について総合的に検討する。基盤整備と各施設の設計を進める上で不整合が生じないよう綿密に検討する。

（2）実施設計

基本設計の内容を踏まえ、実施設計方針に基づき、基盤整備、宿泊施設、管理施設、便益施設について総合的に検討する。

IV-5-1 基盤整備

基本設計では、機能、施工性、自然環境などの観点から、ゾーニング、動線、施設配置、造成方式、雨水排水方式等について総合的に検討し、概略の設計を行う。

実施設計では、各部の機能、工事費、施工技術等について検討し、施設の割り付け、造成設計、雨水排水設計を行う。

(解説)

基本計画の敷地内の配置計画では、ゾーニング、動線、自然景観との調和を考慮して、概略の配置を決める。設計では新たな与条件を加えながら基本計画の方針に基づき、敷地内に整備する施設の収まり、動線、道路や歩道の勾配、切土盛土のバランス、雨水排水勾配など詳細な数値の調整を図り、施設の割り付け、造成設計、雨水排水設計を行う。基盤整備に関する主な配慮事項を以下に示す。

(1) 配置

自然公園の特徴である生態系や眺望などの景観要素を損なわないように、テントサイト、駐車場等の具体的な配置、高さ、勾配を決め、割り付けを行う。

(2) 造成

テントサイト、各施設、園路の縦横断図を作成し、造成土量を算出する。

- ・造成面積及び造成土量を最小限に留め、出来る限り動物の生息空間や既存植生を残す。
- ・造成面には、植物の移植や表土の移設により地域の植生を保全する。
- ・造成により周辺の植生や水域に悪影響を与えないように発生土の置き場や処分方法について対策を講じる。

(3) 雨水排水

テントサイト、各施設、園路等について、各面積、降雨量、流出係数から流出量を算出、雨水排水系統計画を作成し、雨水排水設計を行う。

- ・あらかじめ、調査において雨水排水先、排水可能な排水量を確認しておく。
- ・雨水は、可能な限り地下浸透させる。
- ・側溝は、カエルや昆虫等の小動物の移動の確保などに配慮して、緩勾配とする。
- ・自然景観を保つために、素掘り側溝など、できる限り簡易な雨水排水設備とする。

IV-5-2 宿泊施設

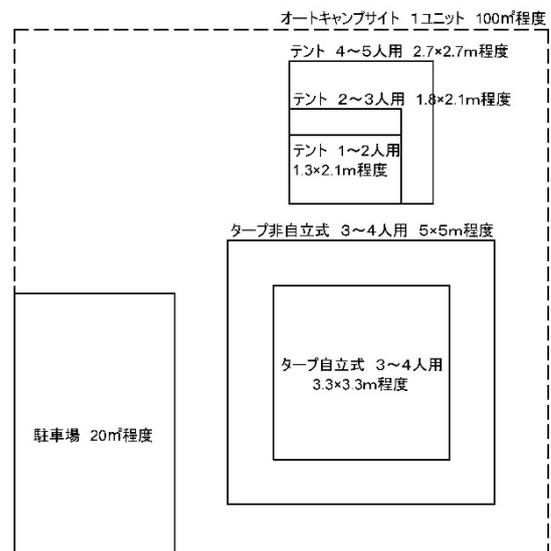
宿泊施設の整備に関する主な配慮事項を以下に示す。

(i) テントサイト一般

(A) 設計の考え方

- ① テントサイトには、テントを張る位置が固定されておらず、利用者が各自テントを持参してキャンプを行うフリーテントサイト、テントを張る位置が固定されている固定テントサイト及び利用者が直接テントサイトまで車両を乗り入れて、キャンプができるオートキャンプサイトがある。また、オートキャンプサイトには、駐車スペースが決められているオートキャンプサイトと自由に駐車できるフリーオートキャンプサイトがある。

- ② テントサイトは、フリーテントサイト、固定テントサイト及びオートキャンプサイトのそれぞれを組合せたさまざまな形式が考えられるので、立地環境、対象利用者層、利用ニーズ、管理運営方法等に応じて決める。
- ③ フリーテントサイト及びフリーオートキャンプサイトでは、混雑時の定員管理が問題となることが多いため、管理運営方法とあわせての規模、配置を検討する。
- ④ テントサイトは、利用性、安全性から考慮して平坦地あるいは緩傾斜地が望ましく、やむを得ない場合は、自然環境に配慮してデッキを設置する。自然環境への影響が軽微である場合は、緩傾斜地においても地形になじませて造成し、利用の快適性を向上させる。
- ⑤ テントサイトの位置は、大きな樹木や保存の対象となる動植物の生息・生育域を選定しない。
- ⑥ テントサイトの好適地として、夏季の直射日光を避けることのできる樹林地や眺望のよい草原がある。樹林地にテントサイトを設ける場合は、樹木と林床の保護につとめる。草地等にテントサイトを設定する場合は、日差しや強風の影響を考慮する。また、テントへの夏季の直射日光を防ぐなど必要に応じて居住性を考慮した植栽を行う。ただし、自然植生を利用することを基本とし過剰な植栽を行わず、遺伝子の攪乱や既存植物の駆逐防止のため、侵略的外来生物が含まれないように留意する。
- ⑦ テントサイトの路床は、水はけに配慮する。現状の土壌や植生で対応できない場合は、必要に応じて芝あるいは真砂土等で覆う。人工芝は、熱や火に弱い点からも、使用しない。
- ⑧ テントサイトは、排水のよい土質や緩やかな勾配の場所に設定する。排水溝を設ける場合は、維持管理しやすく自然性を損なわない簡易なものとする。テントサイトに暗渠排水を設ける場合は、土質の改善や目詰まり時の管理等に留意する。既設の野営場の問題点のひとつとして、テントサイトの水はけの悪さが挙げられる。長年のサイト利用の中で地盤の踏み固めによる透水不良や、暗渠排水の劣化・破損等によるものが考えられる。テントサイトの排水不良が顕在化した場合、日常の維持管理のなかで修復していくことは容易ではないことから、再整備において検討する。
- ⑨ テントサイトの快適な居住性を保つために、既存樹を活用しながら1つ1つのユニットを、ゆとりをもって計画し、サイトの独立した雰囲気確保を図る。
- ⑩ テントサイトのユニットには、必要に応じてタープ、テーブル、いすなどを設置してくつろぐことのできる空間を確保する。
- ⑪ テントサイトには可能な限り、車いす利用者等がアクセス可能でテント設営部の周囲に車いすの通行可能な区画を設ける。当該テントサイトのユニットから駐車場・管理棟・炊事場・トイレ等主要施設をつなぐ通路の間に段を設けず滑りやすく平坦な舗装とするなど、移動上の配慮を行う。
- ⑫ テントサイトは、イベントやグランピングなどに活用できるように考慮しておく。個々のテントサイトをつなげ一体的な利用ができるように、造成や区画の方法などを工夫する。
- ⑬ ユニットの規模は、利用方法及びキャンプに使用する機材等を考慮して決める。



例えば登山基地として利用されるフリーテントサイトではテントのみ、一般の人が利用する固定テントサイトではテントとタープ、オートキャンプサイトではテントとタープに駐車場を加え、ユニット内での人の移動、荷物の上げ下ろし、隣接するユニットとの緩衝帯などを設ける。

(ii) フリーテントサイト

(A) 設計の考え方

- ① フリーテントサイトは、利用性、安全性から考慮して平坦地が望ましく、やむをえない場合でも区域全体として8%以下、テントを張る場所は3~4%程度の緩傾斜地に設定する。
自然環境への影響が軽微である場合は、緩傾斜地においても地形になじませて造成し、利用の快適性を向上させる。
- ② 樹林地にフリーテントサイトを設ける場合は、樹木の皆伐は行わず、利用性を勘案して適切に間引く等により、明るくやすらぎ感のあるサイトとする。
- ③ フリーテントサイト内の巨木・高木等は、緑陰を作り出すとともに、景観木として重要であるので、適切に保存する。ただし、落枝、倒木等の危険回避には万全を期す。
- ④ フリーテントサイトは、管理された自然草地もしくは張芝等とする。雨水排水は表面排水を基本とするが、水はけが悪い場合は、維持管理を考慮の上、暗渠排水を検討する。

(B) 整備例



登山基地として利用される例

中部山岳国立公園 徳沢野営場



デイキャンプサイトとして利用される例

阿寒摩周国立公園 和琴野営場



スキー場のゲレンデをフリーキャンプサイトとする例

日光国立公園 湯元野営場

(iii) 固定テントサイト

(A) 設計の考え方

- ① 固定テントサイトの標準的なものとして次の3タイプがあり、現地の状況、予定する利用者層等を考慮して適切に選択する。

I タイプ

自然地形を活用し、部分的にレベル調整のための盛り土を行い、自然草地として管理し、テントサイトとして利用するもの。比較的緩傾斜の草地で水はけのよい場合に設ける。

II タイプ

路床から10~20cm程度の盛り土を行い、表面仕上げを真砂土敷均し、あるいは張芝で行ったもの。緩傾斜地で、樹木の保護などのため全面的な造成は行わず、サイト間にゆとりがとれるような場合に設ける。

III タイプ

木製床板を敷き、プラットフォーム型にしたもの。張り置き式テントの場合、雨や湿気の多い土地での整備や林床・草地などの植生の保護を図るような場合、比較的急な斜面に設置する場合に設ける。

- ② ユニットの床は、快適な居住性を保つうえで基本的に水平が好ましいが、Ⅰ及びⅡタイプで雨水の表面排水を行う場合は、3～4%程度の勾配をもたせる。
Ⅲタイプの床板を広くする場合は、雨天時等においてテントに水が流れ込まないように、床板に排水の工夫を行う。
- ③ 張り置き式テントを前提に設計する場合は、テントの入口が向かい合わないよう設定する。
- ④ 張り置き式テント用のテント床は、前提とするテントの大きさに合わせて設計する。また、必要に応じ、テント外のリビングスペースの追加も検討する。
- ⑤ テント床間の距離は、ファミリーキャンプ等プライバシーが特に必要な場合には、10m以上離す。面積的に余裕がある場合等においては、テント床間に1テント床分の広さをとり、これらを順次使用することで芝生の回復を図る。

(B) 整備例



タイプⅠ
岩手山麓野営場



タイプⅡ
東予野営場



タイプⅢ
裏磐梯野営場

(iv) オートキャンプサイト

(A) 設計の考え方

- ① オートキャンプサイトは、地形条件、用地の規模・形状、車道との関係などのほかに、管理の行いやすさのことも考えて設計する。
- ② オートキャンプサイトの代表的な駐車形式には次のものがある。
 1. 直角駐車形式
 2. 斜め駐車形式 (45度駐車、60度駐車)
 3. 平行駐車形式
 4. 通り抜け車路駐車形式

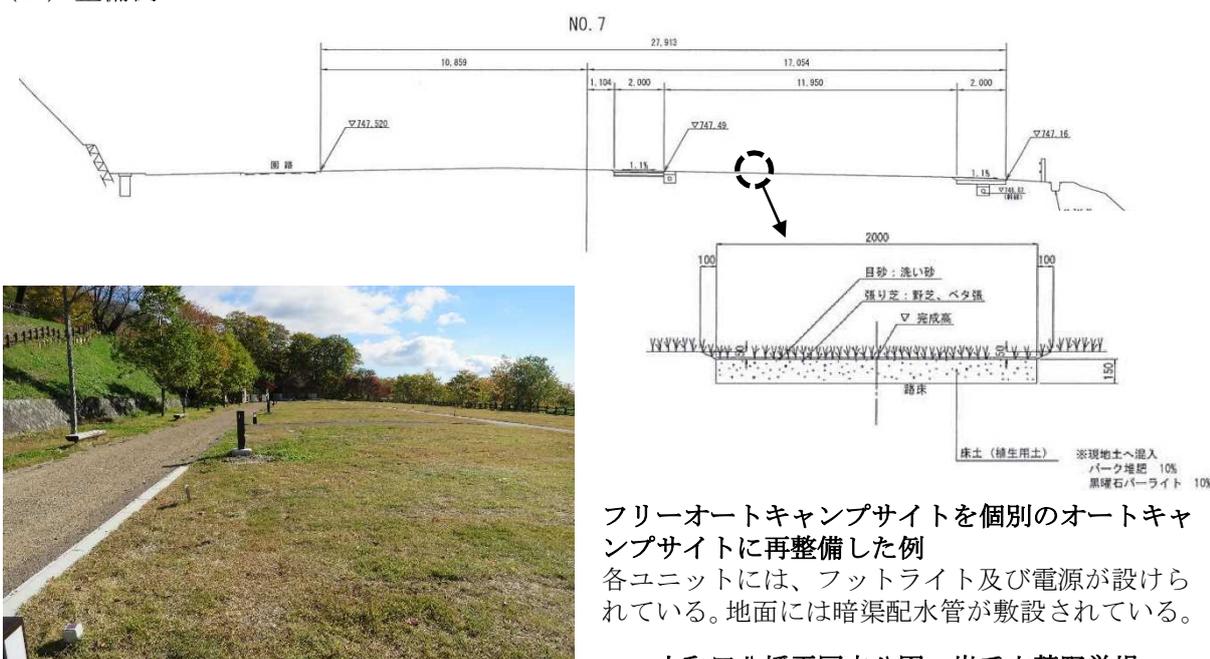
直角駐車形式や平行駐車形式がオーソドックスな形であり、テントサイトのユニットも斜め駐車形式や通り抜け車路駐車形式に比較して小面積にすることができる。また、平行形式は、前面の車道の幅員が狭くても駐車しやすいことが特徴である。

斜め駐車形式は、地形条件や樹木の保護のために採用を検討する。直角駐車形式や斜め駐車形式においては、隔切りを設ける。

通り抜け車路駐車形式は、走行車道から分岐して駐車スペースに入った自動車が、そのまま前進して出口に向かう走行車道に出られる構造にした形式で、大型のキャンピングカーやキャンピング・トレーラーの受け入れに有効なタイプである。

- ③ オートキャンプサイトのテントサイト1ユニットの大きさは80～120㎡で、100㎡（10m×10m）以上とする。
- ④ オートキャンプサイト内の駐車スペースの規模は、20㎡程度とする。構造は、砂利敷き、張芝、芝生保護舗装、各種舗装等による。
- ⑤ フリーオートキャンプサイトは、自動車が芝生広場に直接乗り入れて利用する広場サイト方式である。キャンプの利用がない時は芝生広場として利用できるなど自由度が高い反面、芝生内に自動車を乗り入れることから芝生のいたみがひどく、相当の広さがないと野営場としての維持管理は難しいことから自然公園等の野営場での採用は慎重に検討する。
- ⑥ テントサイトごとの炊事場、野外炉、野外卓等の設備については、最近では、利用者がガスコンロやイス、テーブル等のキャンプ用品を備えている場合が多いことから、使用時の自由度を高くするため、利用者層を考慮して必要なものに限る。また、景観上の観点からも、サイトごとに構造物が林立する過剰な整備とならないよう配慮する。
- ⑦ テントサイトに炊事場を設置する場合は、污水排水系統計画の中で適切に排水処理を行う。
- ⑧ キャンピングカーに対応する場合は、キャンピングカーに接続できる電源装置（AC電源）、給水装置、污水排水施設を備える。キャンピングカーの汚排水処理は、管理棟や野営場入口付近に1～2ヶ所のダンプステーション（水栓を備えた污水の排水口を設けた污水受入施設）を設け、ここで処理する方法もある。
- ⑨ 一般のオートキャンプサイトにおいても、状況に応じて電源装置の設置する。
- ⑩ 照明の設置は、野生鳥獣や昆虫類など野営場周辺の夜間の環境保全にも留意する。

(B) 整備例



十和田八幡平国立公園 岩手山麓野営場

(v) コテージサイト

(A) 設計の考え方

- ① コテージサイトは、コテージ数棟で1つのユニットを構成させる。
- ② コテージは、木造を基本とし、建築意匠はできるだけシンプルな形にして、自然環境との調和を図る。
- ③ コテージサイト内に便所、炊事棟を設置する場合は、排水系統計画の中で適切に排水処理を行う。
- ④ 野営場の供用期間以外に閉鎖する場合は老朽化が比較的早いことから、メンテナンスを考慮した構造とし、風雨、積雪、湿気対策を実施する。

(B) 整備例



太陽光パネルを設置したコテージ

富士箱根伊豆国立公園 田貫湖野営場

IV-5-3 管理施設

管理棟、園路、給水施設、汚水排水施設、電気施設、標識類等の管理施設について、必要に応じて整備を行う。

主要な管理施設の整備について配慮事項を以下に示す。

(i) 管理棟

(A) 設計の考え方

- ① 管理棟は、利用者の受付、情報の提供、キャンプ用品の貸出し等の機能をもつ野営場全体の管理・運営の中心施設であり、野営場入口部の利用者が容易に分かる位置に設ける。
- ② 少ない人員で、受付、情報提供、物品貸出し等の業務のほか、利用者の動向が把握できる平面計画とする。キャンプ場は収益性が小さいことから、利用料をもって運営する場合は、特に効率的な管理・運営ができるよう配慮する。
受付は、事務室からではなくフロント方式のカウンターで行う。
- ③ 管理棟には、従業員の厨房、食事場所、生活場所（宿直室）を設けるほか、自然解説など自然とのふれあい活動担当者のためのスペースを検討する。
- ④ 立地環境や利用状況に応じて、管理棟に無料Wi-Fi設備及びトイレ、温水シャワー、ランドリー等のサニタリー設備の整備を検討する。

また、レクチャールームやミニビジターセンター、あるいは雨天時等に緊急避難としての利用が可能なスペースとして多目的ホールを設けることを検討する。

雨天時に集合可能なスペース（屋内ファイヤースペース）等は、降雨日数が多い地方では効果的である。

- ⑤ 情報やサービス提供の拠点となる管理棟は、駐車場やテントサイトからのアクセス路、建物内部を含めてすべての利用者の円滑な移動経路を確保する。また、誰もが利用可能な便所とシャワー室を設置することが望ましい。
- ⑥ 施設規模や日照等の立地特性に応じ、パッシブソーラー等自然エネルギーの活用について検討する。

(B) 整備例



野生動物に配慮した管理棟及び炊事場

1階は受付及び休憩所、地下1階は、炊事場となっている。クマ対策として利用者のための食料保管庫が設置されている。

十和田八幡平国立公園 後生掛野営場



インフォメーションセンターの中に設けられた管理棟

鹿沢野営場ではインフォメーションセンターの地下1階を管理棟として使用している。受付のほか、物品の貸し出しや物販を行っている。

上信越高原国立公園 鹿沢野営場



(ii) 幹線園路（車道）

(A) 設計の考え方

幹線園路の考え方は、下記のほか、第3部第1章歩道による。

- ① テントサイト等の宿泊部分に安全に出入りできるようにする。
- ② 日常の維持管理、施設の補修、救急活動等のための管理用道路として利用できるように整備する。

(B) 整備例



洗堀を考慮した園路

手前がコンクリート舗装、奥がアスファルト舗装。再整備の際、急な勾配で洗堀の恐れがある部分に、コンクリート舗装を施した。

十和田八幡平国立公園 岩手山麓野営場

(iii) 園路 (歩道)

(A) 設計の考え方

園路の設計の考え方は、下記のほか、第3部第1章歩道による。

- ① 野営場内の各施設は、原則として園路で連絡する。園路の舗装は必要な部分にとどめる。また、舗装する場合は、自然景観に配慮した材料を用いる。
- ② 主要な動線となる園路は、管理用小型車両や緊急車両の通行を勘案した幅員、勾配、線形、路面とする。
- ③ バリアフリーの対象となる園路は、車いすの利用や高齢者、幼児の歩行を考慮した勾配、路面とする。
- ④ 歩行者の快適性が確保できる場合は、路肩の縁石や舗装止めを省き、周辺の自然景観との連続性、一体性を保つ。

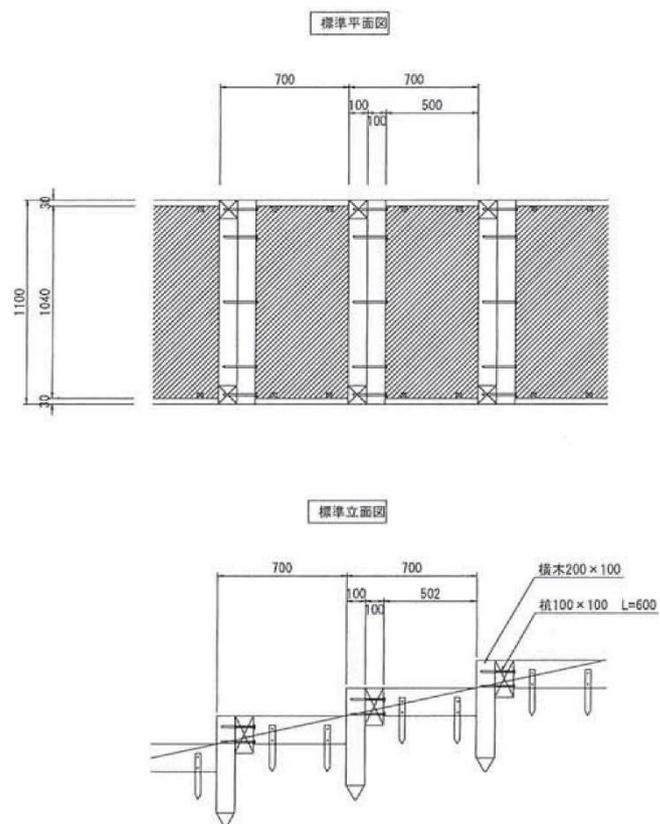
(B) 整備例



自然性に配慮した園路、階段 (S=1:40)

碎石敷き、丸太縁石を使用。段差部分は丸太階段。固定テントサイトへのアクセスのため、フットライトを設置している。

十和田八幡平国立公園 岩手山麓野営場



(iv) 給水施設

(A) 設計の考え方

管理棟、セントラルロッジ、炊事棟、便所棟、サニタリー施設、固定テントサイト、オートキャンプサイト等に給水施設を整備する。

利用者1人が1日に使用する水量は50~100ℓ程度であるが、管理者が使用する水量等も加え、75~150ℓ/人・日として、野営場の収容力、将来利用のほか、サニタリー施設の有無等地区に特有の状況を考慮した給水計画とする。

給水方式は、上水方式、タンク方式、取水方式等があるが、給水量、衛生、建設費等総合的に勘案して選択する。地下水などの水源を用いる場合は、飲料水としての適否を検査する。

施設別の水の使用量は、表9のとおりである。

表9 用途別の水使用量と対応する給水栓の口径

用途別	使用量 (リットル/分)	給水栓口径 (mm)	備考
炊事場流し	12～40	13～20	
洗濯場流し	12～40	13～20	
浴槽（和式）	18～35	13～20	
シャワー	8～14	10～13	
小便器（洗浄水槽付）	8～10	10～13	
小便器（洗浄便）	20～30	10～13	1回（4～8秒）の 射出量2～3リットル
大便器（洗浄水槽付）	8～16	10～13	
大便器（洗浄便）	80～120	25～30	1回（4～8秒）の 射出量2～3リットル
手洗い器	5～10	10～13	
消火器（小型）	130～260	40～50	

- ① 配水（給水）管路は、利用者の季節変動に応じた管理を考慮し、ブロック単位での管理が可能な場内経路とする。
- ② 自然資源の活用の観点から、特に給水が不足しやすい地域では、公衆便所等において中水や雨水の利用を検討する。
- ③ 寒冷地においては、冬期間の凍結防止対策等を十分考慮する。特に、冬季閉鎖する野営場では、水道の水抜きをしやすい構造とする。
- ④ 閑散期における利用制限に合わせて、水道等も簡易な操作で利用制限できるよう、システムを工夫して整備することを検討する。利用者数に合わせ、無駄な管理人件費の削減につなげる。
- ⑤ 水洗トイレ、シャワー、給湯設備など、利用の多様化に対応した設備の導入を検討する。

（v）汚水排水施設

（A）設計の考え方

排水施設の対象とする下水は、生活排水（炊事、洗面、洗濯、シャワー、風呂）及びし尿などである。管理棟、炊事棟、便所棟、サニタリー施設、固定テントサイト、オートキャンプサイト等をつなぎ、公共下水道に排水する。

公共下水道が整備されていない地域は、浄化槽を設ける。野営場の合併処理浄化槽の処理対象人員は、次の式で算出する。

$$n = 0.56p \quad (n : \text{浄化槽対象人員 (人)}, p : \text{収容人員 (人)})$$

シャワー設備がある場合は、その数量を加算する。

- ① 合併処理槽の処理水を基準値以下にし、ヨシ等を植栽した水路を通すなど自然浄化も検討することが望ましい。

- ② 山岳地等合併処理浄化槽の設置が困難な地域においてし尿を単独処理する場合は、無放流タイプの汚水処理方法を検討する。なお、詳細については、第5章公衆便所（自然地域トイレを含む）II-2 排水施設を参照すること。

(vi) 電気施設

(A) 設計の考え方

管理棟、公衆便所、炊事棟等の中心的施設及びテントサイト等において電気設備の整備を検討するほか、車道等に最小限の屋外照明の設置を検討する。受変電設備、非常電源設備、幹線設備、電灯及びコンセント設備、動力設備、弱電設備、自動火災報知等設備等から必要な設備を抽出し、詳細な検討を行う。必要な電力量に応じて受変電設備を設ける。

- ① 屋外照明は、利用者の安全の確保、災害時の誘導等の観点から重要な施設であるが、自然の中での生活体験を通じた自然とのふれあいの場であるとの性格から、照明設備の設置箇所や個数等は、必要最小限とする。
- ② 照明設備は、動植物の生育・生息に配慮し、照度、照明範囲は必要最小限とする。このため、照明は上方へ灯りが漏れないよう工夫されたものを用いる。また、深夜までの照明を必要としない場所では、消灯または減光タイマーを設置し、管理棟等の施設からの集中管理が行えるようにする。なお、屋外照明の適正化については、「光害対策ガイドライン」（環境庁：平成10年3月）を参照すること。
- ③ 場内配線は、可能な限り地下埋設とする。また、利用者の季節変動に応じた管理を考慮し、ブロック単位等での管理が可能な場内配線系路とする。
- ④ テントサイトの電源やWi-Fi設備など、利用の多様化に対応した設備の導入を検討する。
- ⑤ テントサイト内に電源を設ける場合は防水型とし、1ヶ所当たり1.2~1.5KWの使用を見込んでおく。また、テントサイト内の電源は、別途料金を徴収する場合を考慮し、電源の入切について、管理棟等での集中管理が可能な施設とするか、特殊コンセント型または鍵付きとする。
- ⑥ 電源は商用電源を原則とするが、立地特性を十分勘案のうえ、太陽光や風力、水力等の自然エネルギーの利用を検討する。これらの自然エネルギーの利用については、維持管理に必要となる経費や管理等にかかるランニングコストについて考慮のうえ導入を検討する。
- ⑦ LED灯具など省エネルギー設備を採用する。
- ⑧ 自然エネルギーや省エネルギー設備の導入に当たっては、省資源、省エネルギーの普及啓発を行う。
- ⑨ 電気施設については、計画・設計時において維持管理に十分配慮した検討を行う。火山地域や海岸に近い地域では、火山性ガスや潮風によって電気設備の腐食や故障が発生しやすいことから、対策が施された製品を採用し、火山性ガスや潮風に暴露しないよう工夫を施す。

(B) 整備例



オートキャンプサイトの電源及びフットライト

十和田八幡平国立公園 岩手山麓野営場

(vii) 標識類

(A) 設計の考え方

標識類の設計の考え方は、下記のほか、第3部第7章公共標識（サイン類）による。

- ① 野営場入口に野営場名、設置者、管理主体を明示した記名標識を設置する。
- ② 入口から管理棟へ誘導するために誘導標識を設置する。
- ③ 管理棟および主要な場所に、各テントサイト、管理棟、便所棟、炊事棟の位置図を記載した案内標識を設置する。
- ④ 管理棟および主要な場所に、利用のルールや自然環境の保護などを記載した注意標識を設置する。
- ⑤ 各テントサイトには、サイトの番号を記載した記名標識を設置する。
- ⑥ 各標識には、国立公園名を記載する。その他の詳細な記載方法や意匠・構造については、第7章公共標識（サイン類）を参照すること。

(B) 整備例



入口記名標識
和琴野営場

案内標識
和琴野営場

注意標識
岩手山麓野営場

記名標識
岩手山麓野営場

IV-5-4 便益施設

炊事棟、公衆便所、サンタリー施設、セントラルロッジ、ごみ処理施設、駐車場、広場・園地等の便益施設について、必要に応じて整備を行う。

駐車場の整備は、第3部 第6章駐車場による。

広場・園地の整備は、第3部 第2章園地による。

その他の主要な便益施設の整備について留意事項を以下に示す。

(i) 炊事棟

(A) 設計の考え方

- ① 炊事棟は、食事の準備を行う場として、流し、調理台等で構成する。食材や調理用具の置き場、調理中の休憩場所、雨天時の利用の集中、イベントでの活用など、整備する野営場の利用状況を想定して、炊事棟に導入する施設（流し、調理台、炉等）を選択し、設計する。
- ② 炊事棟は、食事の準備を行う場所であることから衛生が保てる施設内容とする。床面は、清掃しやすい仕上げとし、2～5%の傾斜をつける。
- ③ 建物構造及び材料は、火と水を使用するため、下部工及び床面は耐火耐水性のあるものとし、外壁や上部工は、自然環境との調和という観点から木造とする。
- ④ 洗場部分には、水栓（水道蛇口）、流しのほか調理台を設ける。流しや調理台は、子どもの利用を考慮した高さとするか、または、踏み台を設ける等の工夫を行う。
- ⑤ 水道の蛇口数は、収容力の1/10とし、水の供給が十分でない地域においては自動水栓やプッシュ式等節水型のものを検討する。なお、山岳地や寒冷地等においては、凍結防止用の設備、閉鎖時水抜きできる設備を備えるものとする。
- ⑥ 排水口は、厨芥類がつかまらないよう工夫した構造のものとし、溜桝にスクリーンを兼ねたステンレス籠などを設置する。下水は公共下水管又は浄化槽へ排水する。
- ⑦ 炊事棟における炉は、ガスコンロ等の器具を携帯する利用者が多くなっていることから必要に応じて設置する。設置する場合は、野営場収容力の1/8またはテントサイト数の1/2程度を目安とする。
- ⑧ 炉の形式は、燃料の種類について検討のうえ決める。

薪を使用する炉は、炉の内径や火をたく部分の高さに留意する。

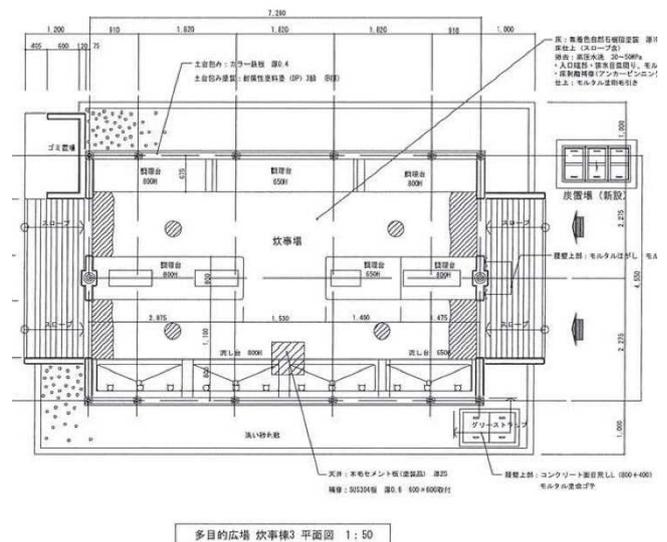
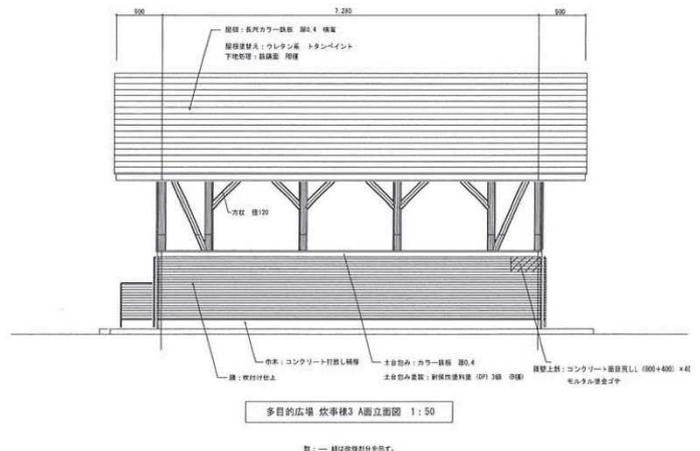
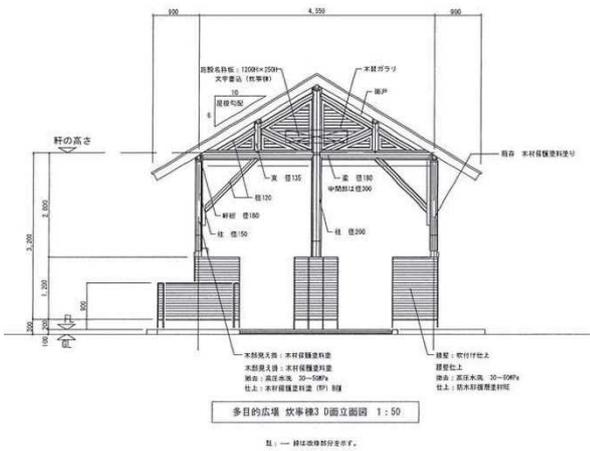
休暇村野営場の例 炉の内径：W40～60cm×D30～40cm
火を焚く部分の高さ：25±2cm
- ⑨ 車いすで使用する炊事場・洗面所等は段差のない濡れても滑りにくい床面とし、調理台・洗い場・野外炉・洗面台等は子どもや車いす使用者が使いやすい高さで近づきやすい形態（調理台や洗い場の下部には、車いすでの使用に配慮し、床上60～65cm、奥行き45cm程度のスペース）のものを用意する。調理台、洗い場及び炉の間は、車いす使用者が支障なく移動できるよう90cm通路を確保する。また、緊急時の通報手段として、管理棟の管理室へ通じる緊急通報装置を検討する。

(B) 整備例



子どもや車いす使用者に配慮した炊事棟
一段低い調理台及び洗い場も整備されている。
再整備の際、給湯設備が設置された。

十和田八幡平国立公園 岩手山麓野営場



オートキャンプサイトに個別に設けられた炊事棟 (S=1:150)
流し台と炉が一体となっている。

三陸復興国立公園 気仙沼大島野営場

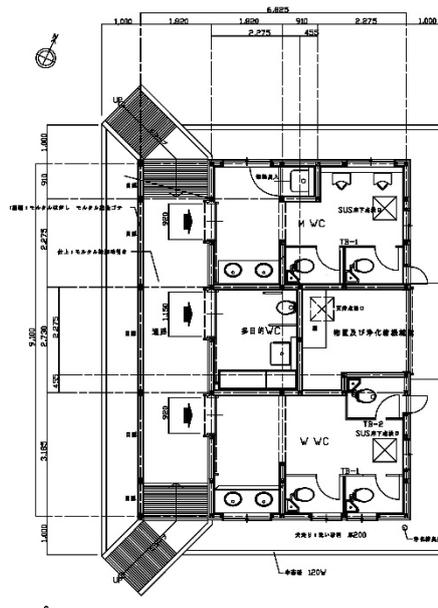
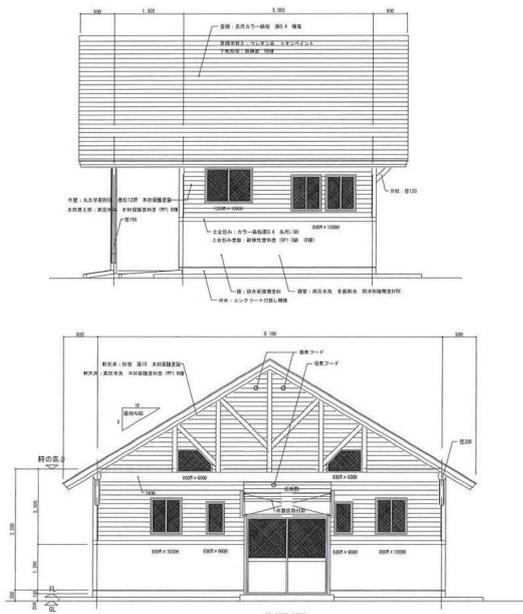
(ii) 公衆便所

(A) 設計の考え方

野営場専用の公衆便所は、以下のとおりとする。

- ① 野営場の公衆便所は、テントサイト等の宿泊施設に比較的近い位置に、テントサイトを含む他の施設との位置関係に配慮し、わかりやすい場所に自然景観を損ねることがないように配置する。
- ② 大便器は野営場の収容力の1/10～1/20とする。一般に女性用が不足する傾向にあるので配慮が必要である。
- ③ テントサイトが広範囲となる場合は、4～5ユニットを対象とした小規模の公衆便所を検討する。
- ④ 汚水は、利用者数、放流先の有無、放流水質、車による搬出の可否、電気及び給水の有無等を確認し、立地に応じた処理方法を検討する。
- ⑤ その他、構造、便器数、設備内容、し尿処理方法は、第3部 第5章公衆便所（自然地域トイレを含む）を参照のこと。
- ⑥ 登山幕営地など野営場利用者以外にも使用する公衆便所は、第3部 第5章公衆便所（自然地域トイレを含む）を参照のこと。

(B) 整備例



洗面所と便所を独立させた公衆便所 十和田八幡平国立公園 岩手山麓野営場 (S=1:200)

(iii) サニタリー施設

(A) 設計の考え方

- ① サニタリー棟は、洗面所、足洗場、トイレ、洗濯場、シャワー室、休憩所等の衛生上の諸機能を組み合わせて一つの施設としてまとめた建物である。収容力の大きな野営場や長期滞在利用の多い野営場等においては、サニタリー棟の設置を検討する。
- ② 管理棟等にサニタリー機能を備えることを基本とし、野営場の規模、利用形態、立地条件等を勘案して、サニタリー施設を独立したサニタリー棟とすることも検討する。いずれの場合においても、身障者が各機能を利用できるよう配慮する。
- ③ サニタリー棟を設置する場合は、施設の性格上、管理棟の近くで野営場の出入り口に近い位置に配置する。利用者が、野営場利用手続後、すぐ施設の存在、内部の様子を確認できるよう配置する。
- ④ トイレは、水洗を原則とし、少なくとも簡易水洗とする。
- ⑤ シャワーは、温水シャワーを原則とする。日照等の諸条件が整う場合は、ボイラーに加え太陽熱利用の併用による給湯を検討する。換気扇をつけるなど換気に十分留意する。
- ⑥ トイレや洗濯場とは別に、洗面所を設ける。温水が出るのが望ましく、日照等の諸条件が整う場合は、太陽熱利用の給湯を検討する。
- ⑦ 洗濯場は、コインランドリーを基本とする。定員100人当たり1台の洗濯機、乾燥機の配置とし、これに見合う給水栓、排水口、コンセントを設置する。屋内に設置する場合は、換気に留意する。

(B) 整備例



コインランドリー及びシャワールーム。和琴野営場を管理する和琴フィールドハウス内に設けられている。
阿寒摩周国立公園 和琴野営場

(iv) セントラルロッジ

(A) 設計の考え方

- ① 修学旅行や合宿等の団体利用が多い野営場において、利用拠点施設として、管理棟のみで多くの収容者の対応ができない場合、設置環境に応じて、セントラルロッジの設置を検討する。セントラルロッジは、利用者の交流や集合の場に活用するが、異常気象時の避難場所としても用いる。

- ② セントラルロッジは、木造を基本とし、清掃等維持管理がしやすい構造として清潔を保持する。また、高齢者・障害者・子どもなどの利用を考慮した便所を備え、段差の解消や多目的ブース、スロープ等の設置を検討する。
- ③ セントラルロッジには、レクチャールームや雨天時に集合可能なスペース等としての多目的ホールを設けることが望ましい。多目的ホールは、緊急時の避難スペースともなることから、土足で出入りできるよう配慮する。

(v) ファイアーサークル (コンセルリンク)

(A) 設計の考え方

- ① ファイアーサークルは、団体のための営火、自然解説、野外演劇等を行う施設として、修学旅行生等の団体の利用が多い場合、野営場内の広場等に設置を検討する。ファイアーサークルの設置は、夜間における野生動物の生息や営火参加者以外の野営利用者への影響などを十分勘案し、野営場の自然環境、利用形態等の立地特性を踏まえて決定する。
- ② ファイアーサークルの中心部に直径2m程度の営火を焚く部分を設け、その外側に1～1.5m程度の同心円状に熱に強い石あるいは耐火レンガを張る。また、消火の際に使用する水が速やかに排水されるように水抜きを設ける。
- ③ 営火部分の周囲は十分な空間をとり、すり鉢状の芝生地やベンチを設ける。ベンチを設ける際は、夜間の利用を考慮し、通路幅の確保に留意する。

(B) 整備例



屋内型のファイアーサークル

日光国立公園 那須高原野営場

(vi) ゴミ処理施設

(A) 設計の考え方

ゴミ片付けは日常のなかで最も基本となる維持管理である。その処理方法については野営場ごとに状況は違うが、多くの野営場がゴミに関する問題点を抱えている。

根本的に利用者のマナーによる問題もあるが、こまめにゴミ箱を配置すると利用者には都合がよいが、収集等管理の手間がかかる。また距離が遠いと適正に分別されない傾向もある。再整備時に各野営場に合わせたゴミ処理を検討見直し、維持管理の効率化を進める。

野営場によっては動物に荒らされることもあり、ゴミ箱やゴミステーション等の構造にも注意する必要がある。

- ① 野営場内から発生するゴミ・厨芥類等について、処分先、持ち帰り、分類収集などのゴミ処理方法を検討の上、ゴミ集積所を設置する。
- ② ゴミ集積所は、分類や衛生上の対処とともに、野生動物への影響に留意した設備とし、搬出時の作業が効率的に行えるようキャスター付きコンテナの使用等工夫を行う。
- ③ 野営場から排出される多様なゴミは、衛生上、安全上、あるいは快適性の確保や野生生物への影響の問題、さらに近年におけるダイオキシン対策や地球温暖化対策等の問題に対応するため、あるいは自然公園等の野営場の利用を環境保全の学習や普及につなげる観点からも、適切に行う必要があるため、計画段階から関係自治体と十分な調整を行う。
- ④ クマをはじめとする動物が出没する恐れのある地域においては、食料の保管や残飯の処理方法について対策を講ずる。

(B) 整備例



分別を考慮したゴミ集積所

阿寒摩周国立公園 和琴野営場



灰専用のごみ箱

十和田八幡平国立公園 岩手山麓野営場

IV-6 基本設計・実施設計のとりまとめ

基本設計、実施設計で作成した各種資料及び図面を、設計図及び設計説明書に取りまとめる。

(解説)

基本設計・実施設計の主な成果品は設計図書であるが、設計の根拠となる資料や計算書、設計図書では表現できない事項などについて、設計説明書に記載する。

(i) 基本設計

基本設計図は、施設の完成した姿を明確に表すとともに、その施工についての概要を示すものである。基本設計図は、構造物、地形、植生等表面に現れたものを図示した縮尺 1/500~1/1,000 程度の計画地全体の配置図および平面図、立面図、断面図によるものとし、各施設の名称、規模、内容、数量等について説明を加える。

また、この施設全体平面図で表せない電気、給排水等の地下埋設物、造成等については、別途個別の設備平面図や系統図、造成平面図等を作成する。とくに、環境保全と災害防止の両面からの検討により、雨水排水計画を含む排水系統図を作成しておくことが必要である。

さらに、各施設や設備等で個別の平面図や系統図にその内容を示せないものについては、別途部分詳細図、概略構造図、断面図等を作成する。別途適切な縮尺による付帯施設計画図、周辺整備計画図、修景計画図等を作成する。

なお、現況分析図は、計画調査と設計調査並びに基本設計のための測定の結果をとりまとめ、地形、植生、動植物分布状況、構造物等を図化し、付帯施設を含む設計対象施設等の実施設計に当たっての基礎資料となる情報を図化したもので、図面の縮尺は1/500～1/2,000程度とする。

基本設計説明書は、施設の全体像を正確にわかりやすく理解できるようにまとめなければならない。作成に当たっては、次の項目に沿ってとりまとめ、必要に応じて基礎資料、図面、パース等を添付する。

- ① 与条件の細部検討過程
- ② 基本設計方針
- ③ 各基本設計に係る計画概要書及び仕様概要書
- ④ 諸施設の検討及び設定過程
- ⑤ 基本設計図の補足説明
ゾーニング、動線、基盤整備、施設、意匠及び構造、設備の考え方等
- ⑥ 配慮すべき事項への対応の説明
自然景観の保全事項、生物多様性への配慮事項、自然エネルギーの利用、施設の長寿命化対策、ユニバーサルデザインの整備目標及び対応、安全性及び快適性への対応など
- ⑦ 施設の維持管理費
- ⑧ 概算工事費
- ⑨ 工程計画及び年次計画
- ⑩ その他各種技術資料等

(ii) 実施設計

実施設計図は、設計対象物を構築するための工事施工の際に必要な指示を行うための伝達図であり、正確に、また施工者にわかりやすく作成しなければならない。

実施設計図には、建築（意匠図、構造図）設備図、外構図があるが、その図面の使用される目的、内容に応じて必要な縮尺により、簡潔にまとめることが必要である。

実施設計説明書は、基本設計で示した方針、設計内容、配慮すべき事項への対応及び施設の整備に際しての具体的な工事内容や指示をわかりやすくとりまとめる。

高山や湿原等特殊な環境での工事、ヘリコプター運搬や特殊施工法の採用、特殊材料の選定等については、その施工方法や利用等についても明らかにする。特に、基盤整備及び外構において機械施工を伴う場合は、施工機械の指定、施工機械の搬出入、施工時期、作業ヤードの設置等に関し具体的に示すものとする。

特記仕様書は工事施工の際、設計図だけでは表現できない事項や、補足すべき事項を記した図書である。仕様書には標準仕様書（共通仕様書）と特記仕様書があるが、通常この実施設計のとりまとめ

に当たって作成するのは、標準仕様書に定めのない事項、あるいは標準仕様書によりがたい事項を記載した特記仕様書である。

特記仕様書は、それぞれの施設の実施設計に応じて、以下のような内容について文章・表により作成する。

- ① 準拠すべき基準等
- ② 安全衛生管理に関する事項
- ③ 環境保全に関する事項
- ④ 材料に関する事項
- ⑤ 施工に関する事項
- ⑥ 施工管理に関する事項
- ⑦ 提出書類に関する事項
- ⑧ 手続に関する事項 等

「環境保全に関する事項」においては、基本設計での施設の環境配慮・環境共生機能等の検討を踏まえ、何に対してどのような配慮や、共生の為の方策を組み込んで設計したかを明記し、環境保全・環境共生目標に対する具体的な配慮内容を明らかにしておく。

実施設計では、工事施工に当たって、その内容を把握し、また、工事費の算出を行うため、施工内容に細部にわたって数量を算出しておかなければならない。通常、算出すべきものは、工種別の施工数量及びそれに必要な材料、数量であり、その他に施工機材、労務（工費）についても対象項目としてあげられる。なお、仮設工事を伴う場合についても同様である。

また、設計する施設等は、安全でかつ効率的・経済的なものでなければならず、とくに必要なものについては、応力、容量等について計算を行い、適切な構造、規模を設定するものとする。

実施設計での工事費算出は、工事発注の資料となるものであり、正確に行わなければならない。

表 1 0 作業項目と技術指針の内容の対比

基本設計の作業項目	実施設計の作業項目	技術指針の内容
与条件の細部検討	与条件の確認及び調査	IV-2 設計条件の確認・整理 IV-3 現地調査・測量調査・地質調査
諸施設の検討及び設定	実施設計の検討	IV-4 設計方針の設定 IV-5 設計の検討
基本設計図の作成	実施設計図の作成	
概算工事費の算出	数量計算	
	工事費内訳書のための資料作成	
基本設計説明書の作成	実施設計説明書の作成	

表 1 1 造園設計主要図書一覧

	基本設計	実施設計	縮尺
特記仕様書			
位置図	○	○	1/25,000～1/50,000
現況分析図	○	○	1/500～1/2,000
基本設計平面図	○		1/500～1/1,000
実施設計平面図		○	1/200～1/500
主要施設平面図	○		1/100～1/500
造成計画平面図	○		1/500～1/1,000
造成平面図		○	1/200～1/500
造成断面図		○	1/200～1/500
施設配置図		○	1/500～1/1,000
雨水排水系統計画図	○		1/500～1/1,000
雨水排水平面図		○	1/500～1/1,000
雨水排水縦断面図		○	1/100～1/500
雨水排水詳細図		○	1/10～1/100
施設平面図		○	1/200～1/500
施設詳細図		○	1/10～1/100
植栽計画平面図	○		1/500～1/1,000
植栽平面図		○	1/500～1/1,000
植栽詳細図		○	1/10～1/100
污水排水系統計画図	○		1/500～1/1,000
污水排水平面図		○	1/500～1/1,000
污水排水詳細図		○	1/10～1/100
給水系統計画図	○		1/500～1/1,000
給水平面図		○	1/500～1/1,000
給水詳細図		○	1/10～1/100
電気系統計画図	○		1/500～1/1,000
電気平面図		○	1/500～1/1,000
電気詳細図		○	1/10～1/100
数量計算書		○	
工事費概算書	○		
工事費内訳書		○	

表 1 2 建築設計主要図書一覧

		基本設計	実施設計	縮尺
意匠	現況分析図	○		1/500~1,000
	特記仕様書		○	—
	仕様概要表	○	○	—
	仕上表	○	○	—
	面積表及び求積図	○	○	
	位置図・敷地案内図	○	○	1/5,000~1/25,000
	配置図	○	○	1/200~1/5,000
	平面図(各階)	○	○	1/100 又は 1/200
	立面図	○	○	1/100 又は 1/200
	断面図	○	○	1/100 又は 1/200
	矩計図		○	
	展開図		○	
	天井伏図		○	
	平面詳細図		○	
	部分詳細図		○	
建具表		○		
構造	構造計画	○		
	構造計画概要書	○		
	仕様書		○	
	伏図		○	
	軸組図		○	
	各部断面図		○	
	標準詳細図		○	
	各部詳細図		○	
	構造計算書		○	
	設備 (建築及び外構)	電気設備計画概要書	○	
給排水衛生設備計画概要書		○		
空調設備計画概要書		○		
仕様書			○	
受変電設備図			○	
非常電源設備図			○	
幹線系統図			○	
動力設備系統図			○	
動力設備平面図			各階	
弱電設備系統図			○	
弱電設備平面図			各階	
火報等設備系統図			○	
給排水衛生設備配管系統図			○	
給排水衛生設備配管平面図			○	
污水処理設備図			○	
空調設備系統図			○	
空調設備平面図			○	
換気設備系統図			○	
換気設備平面図			○	
特殊設備設計図			○	
屋外設備図		○		
各種計算書		○		
外構	割付図		○	
	造成平面図	○	○	1/200~1/500
	造成縦横断面図		○	1/200~1/500
	土量計算書		○	—
	施設平面図	○	○	
	舗装平面図	○	○	
	雨水排水系統図	○	○	
	雨水排水平面図		○	
	雨水排水計算書		○	
	植栽平面図	○	○	
	各詳細図		○	各種
	共通	施設の維持管理費	○	
数量計算書			○	
工事費概算書		○	○	—
工事費内訳書			○	—
確認申請図書			○	各種
報告書・説明書		○	○	—

注) 1. 建築の性格, 事業規模, 施設の種類等により図書の内容は異なる。

2. 縮尺についても, 事業規模, 施設の種類等により異なり、目安の縮尺である。